

長瀬町
地域福祉計画・地域福祉活動計画
【第2次】



令和3年3月

長瀬町

社会福祉法人 長瀬町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	3
2 地域福祉とは.....	4
3 計画の位置づけ.....	7
4 計画の期間.....	8
5 計画策定の体制.....	8
第2章 地域福祉をめぐる長瀬町の現状.....	9
1 統計データからみる現状.....	11
2 アンケート調査からみる現状.....	16
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 計画の基本理念.....	33
2 計画の基本目標.....	34
3 施策体系.....	35
第4章 施策展開.....	37
基本目標1 住民・団体・行政の協働による支え合いの地域づくり.....	39
基本目標2 安心した暮らしを実現するための取組の充実.....	44
基本目標3 福祉サービスの利用を支援するための体制の強化.....	53
第5章 長瀬町成年後見制度利用促進基本計画.....	57
1 計画の基本目標と施策体系.....	59
2 施策展開.....	60
第6章 計画の推進.....	63
1 地域福祉の担い手.....	65
2 計画の推進体制.....	67
3 計画の進捗管理.....	68
資料編.....	69
1 長瀬町健康福祉推進委員会設置要綱.....	71
2 長瀬町健康福祉推進委員会委員名簿.....	72
3 計画策定の経緯.....	73

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本町では、平成27年3月に「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第1次）」を策定し、計画に沿った事業実施に努め、地域福祉の向上を図ってきました。

しかし、町の人口減少や少子高齢化は進行し、高齢者のひとり暮らし世帯やひとり親世帯が増加するとともに、若い世代の都市部への人口流出が続いています。

また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分な対応が困難な状況になってきています。

そうした中、地震や自然災害の発生などにより、地域の絆やつながりの重要性を再認識させられていますが、地域福祉の担い手は不足し、地域住民の孤立や生活困窮者の増加など、新たな問題が表面化しています。

地域福祉の役割は、誰もが住み慣れた地域で、お互いに支え合い助け合うことにより、それぞれの個性を活かし、地域の一員として生活することができる社会をつくることです。

そのためには、町民・福祉団体・事業者・社会福祉協議会・行政がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進することが求められます。

国では、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、分野横断的な支援体制の構築を進めています。

また、平成30年の改正社会福祉法の施行に伴い、市町村が包括的な支援体制を整備する上での指針を策定するとともに、地域福祉計画の策定ガイドラインを改定しました。

埼玉県においても、平成30年3月に「第5期埼玉県地域福祉支援計画」を策定し、「みんなでつながり、地域力を高める 埼玉づくり」を目指して地域福祉を推進しています。

市町村地域福祉計画においては、福祉分野の上位計画として位置づけ、高齢者福祉、障がい福祉、子ども・子育てなどの各福祉分野が共通して取り組むべき事項を盛り込み、一体的に策定・推進することが求められています。

このようなことを踏まえ、これからの本町における地域福祉を推進するための指針として、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2次）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 地域福祉とは

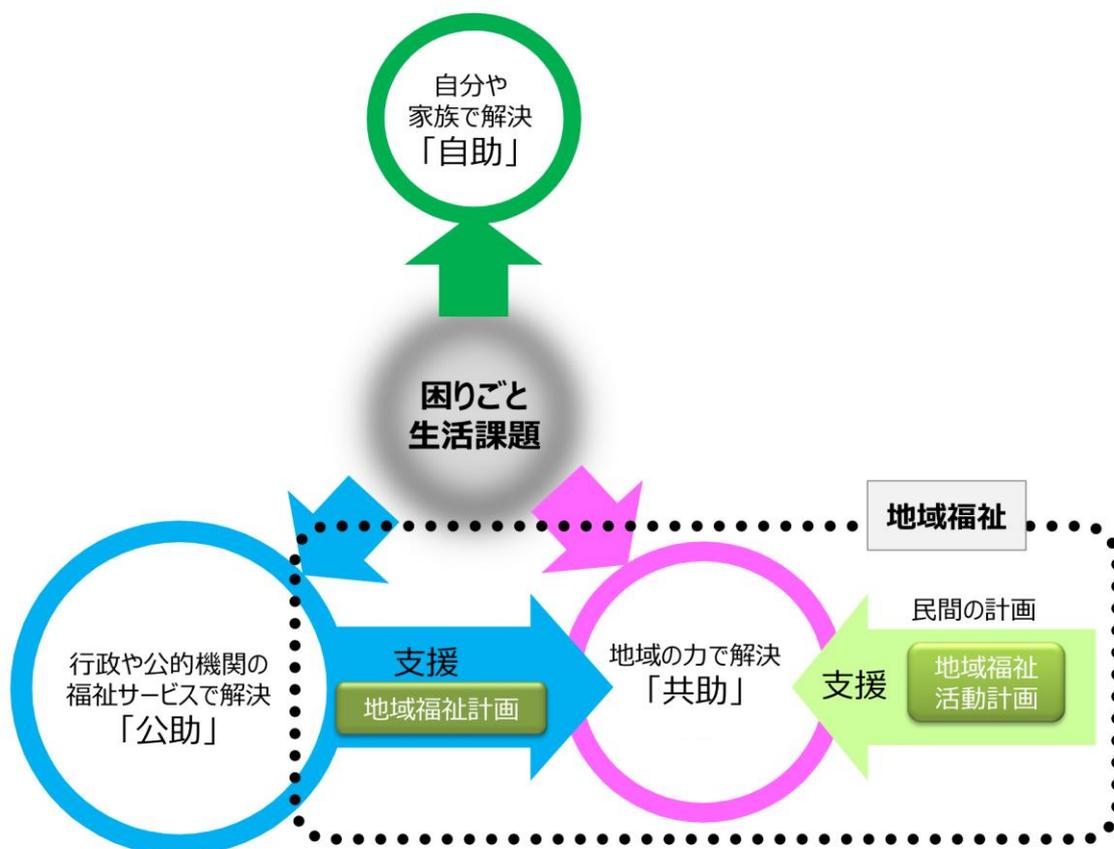
(1) 地域福祉の考え方

地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識や隣近所や友人・知人とお互いに支えあい、助けあう「互助」の意識を持ち、地域ぐるみで福祉活動に参加し、地域で支えあい、助けあう「共助」の考え方を持つことが大切です。

また、地域住民の活動や社会福祉関係団体などによる取組が主体的に推進されるよう、行政には自助・互助・共助の支援を行い、基盤づくりをする「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域における多様な主体がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって取組を推進します。



(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として、市町村が策定する計画です。

また、「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。

■社会福祉法より抜粋

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会であり、この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組を推進する必要があります。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律52号）においては、令和22（2040）年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

■地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要

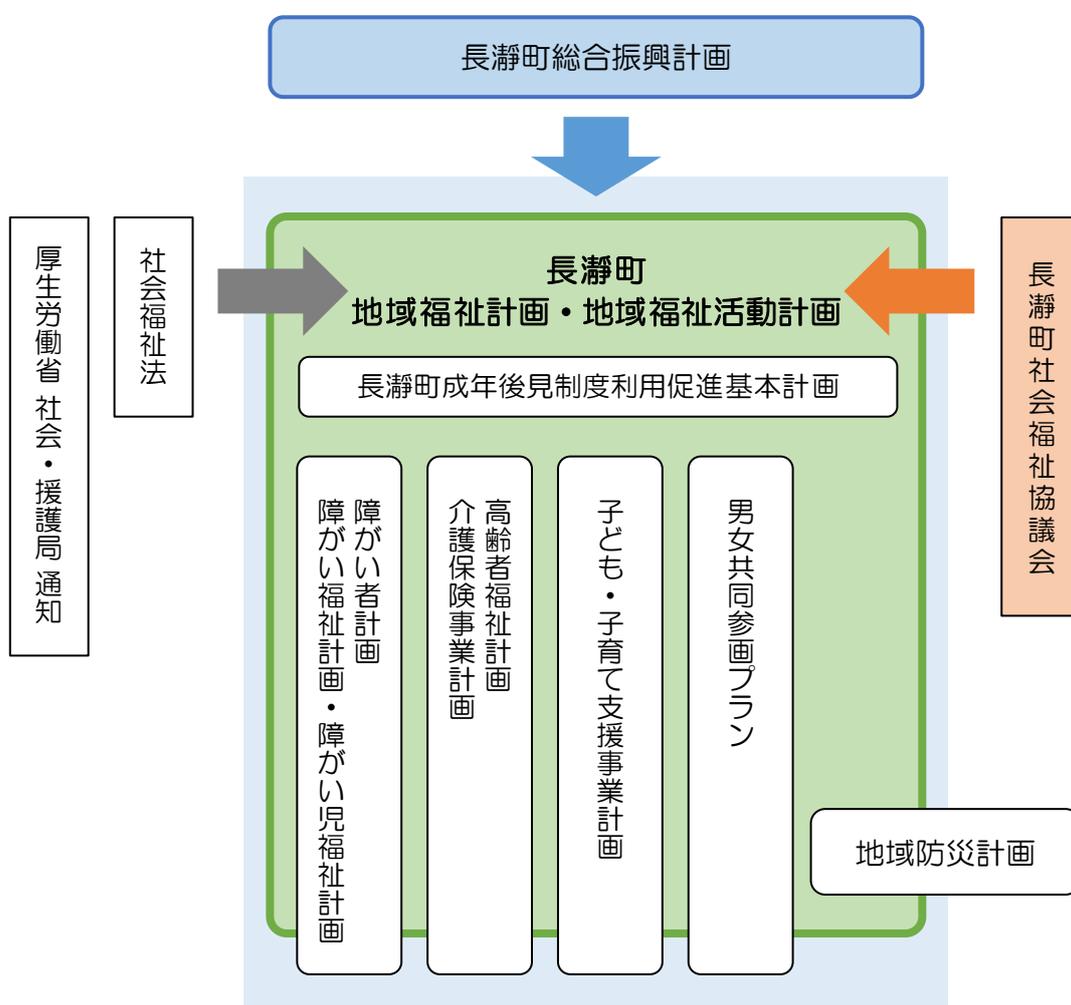
改正の趣旨
<p>地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。</p>
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】 ○社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

3 計画の位置づけ

本町では、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする、「はつらつ長瀬プラン第5次長瀬町総合振興計画」に基づいてまちづくりを進めています。

「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、この総合振興計画を上位計画とし、高齢者福祉や障がい者福祉、子ども・子育て支援や男女共同参画等の個別計画、さらに地域防災計画等の関連計画とも整合をとりながら、施策の方向と具体的な取組を示していきます。

また、本計画の第5章に、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条1項に基づく「長瀬町成年後見制度利用促進基本計画」を位置付けます。



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。

ただし、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	
長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画					第1次計画											
					見直し	第2次計画										
										見直し	第3次計画					

5 計画策定の体制

1 計画策定の体制

本計画の策定にあたって、「長瀬町健康福祉推進委員会」において、協議・検討を行いました。委員の構成については、福祉関係者などから幅広い参画により、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

2 計画策定への町民参加

本計画の策定にあたって、町内に在住する町民の生活実態を把握するとともに、町民の地域福祉に対する意識や意見を把握するため、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

3 パブリックコメントの実施

本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、令和3年1月22日から令和3年2月12日までパブリックコメントを実施しました。

第2章

地域福祉をめぐる長瀬町の現状

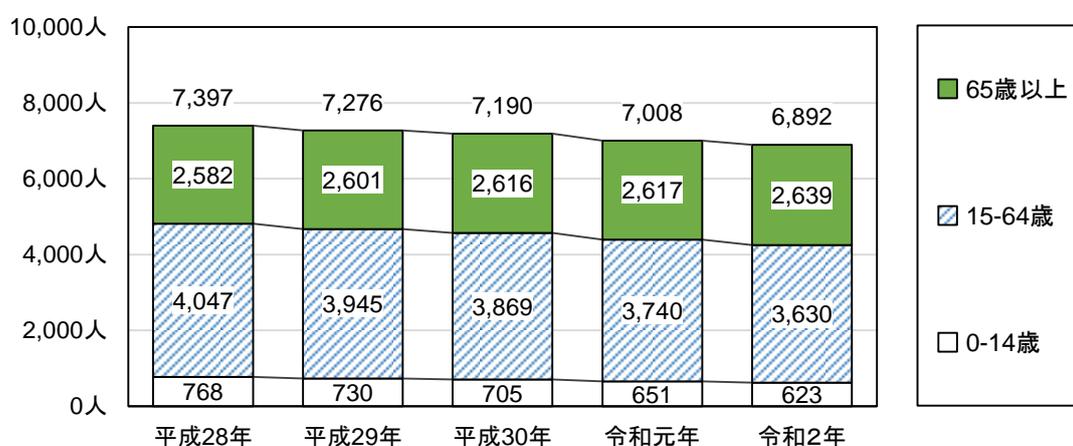
1 統計データからみる現状

(1) 人口推移

本町では0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。

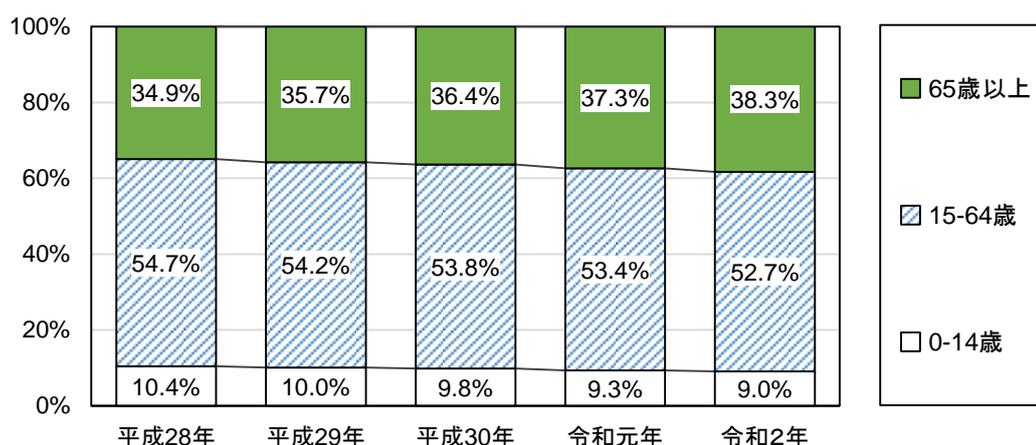
また、人口構成比をみると、総人口に占める年少人口の割合が10%を下回る一方で、高齢者人口の割合（高齢化率）は年々増加し、令和2年で38.3%となっており、少子高齢化が進んでいる状況です。

■人口推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

■人口構成比の推移



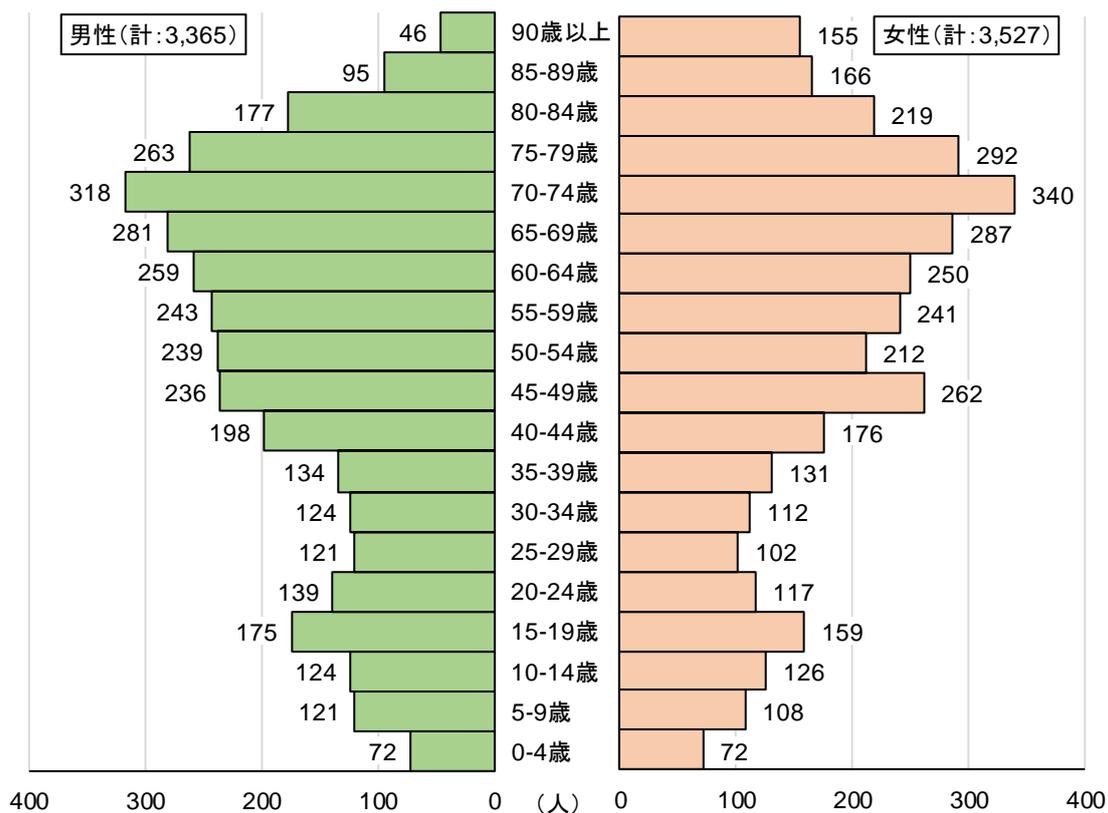
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 年齢別人口構成（人口ピラミッド）

本町の人口構成を人口ピラミッドで見ると、令和2年10月1日現在では70～74歳の70歳代を中心とした年齢階層と45～49歳の40歳代を中心とした年齢階層の2つの膨らみをもつかたちとなっています。

以前はピラミッド型であった人口構造は、さらなる高齢化及び少子化により逆ピラミッド型へと変化していくことが想定されます。

■人口ピラミッド



資料: 住民基本台帳 (令和2年10月1日現在)

(3) 高齢者世帯の状況

本町における、高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、平成27年には世帯総数の60.6%にあたる1,602世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても、世帯数、構成比ともに増加を続けており、平成27年には高齢独居世帯は348世帯、高齢夫婦世帯は372世帯となっています。

■世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数 (一般世帯数)	2,631 世帯	2,703 世帯	2,710 世帯	2,642 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	1,260 世帯 (47.9%)	1,376 世帯 (50.9%)	1,523 世帯 (56.2%)	1,602 世帯 (60.6%)
高齢独居世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	167 世帯 (13.3%)	216 世帯 (15.7%)	279 世帯 (18.3%)	348 世帯 (21.7%)
高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	213 世帯 (16.9%)	274 世帯 (19.9%)	329 世帯 (21.6%)	372 世帯 (23.2%)

※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

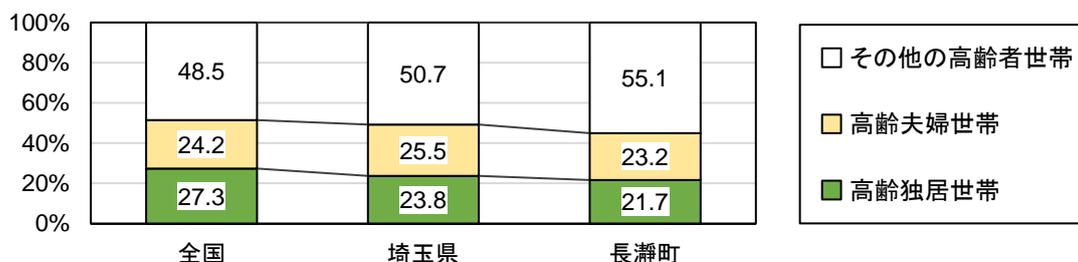
資料：地域包括ケア「見える化」システム(国勢調査)

全国及び埼玉県と比較すると、高齢者を含む世帯の割合は全国及び埼玉県の数値を上回っており、本町では高齢者を含む世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

一方で、高齢者を含む世帯の内訳をみると、高齢独居世帯の割合は全国及び埼玉県の水準よりもやや低くなっています。

■長瀬町と全国・埼玉県の高齢者を含む世帯数・構成比（平成27年）

	全国	埼玉県	長瀬町
全世帯数 (一般世帯数)	53,331,797 世帯	2,967,928 世帯	2,642 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	21,713,308 世帯 (40.7%)	1,160,223 世帯 (39.1%)	1,602 世帯 (60.6%)



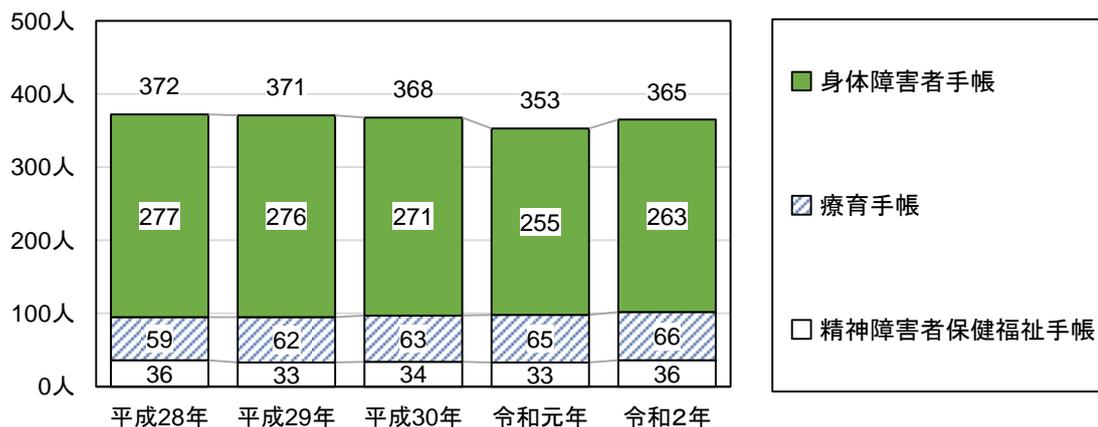
資料：地域包括ケア「見える化」システム(国勢調査)

(4) 障がい者の状況

本町の手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳所持者は250～270人台で推移しており、全体の70%以上を占めています。

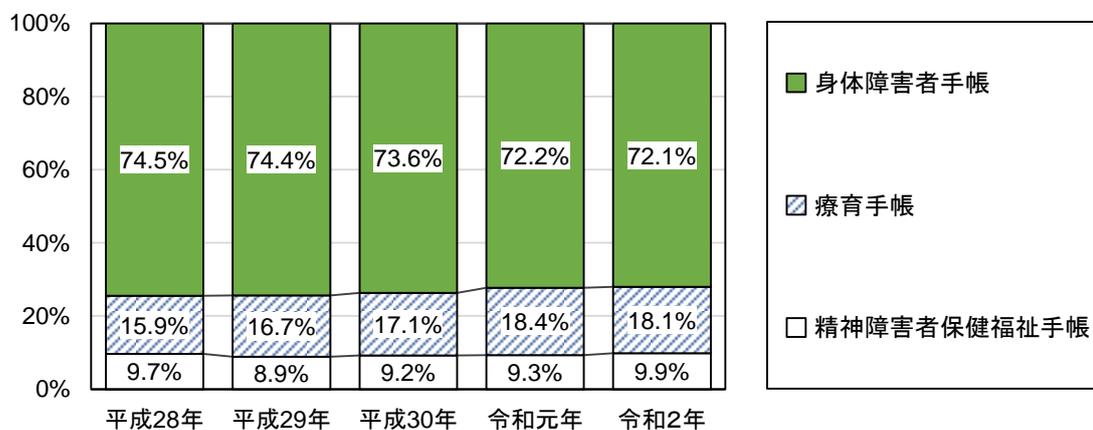
手帳所持者の構成比をみると、療育手帳所持者の構成比が高くなっており、令和2年では18.1%で、平成27年から2.5ポイント増加しています。

■手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

■手帳所持者数の構成比の推移



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

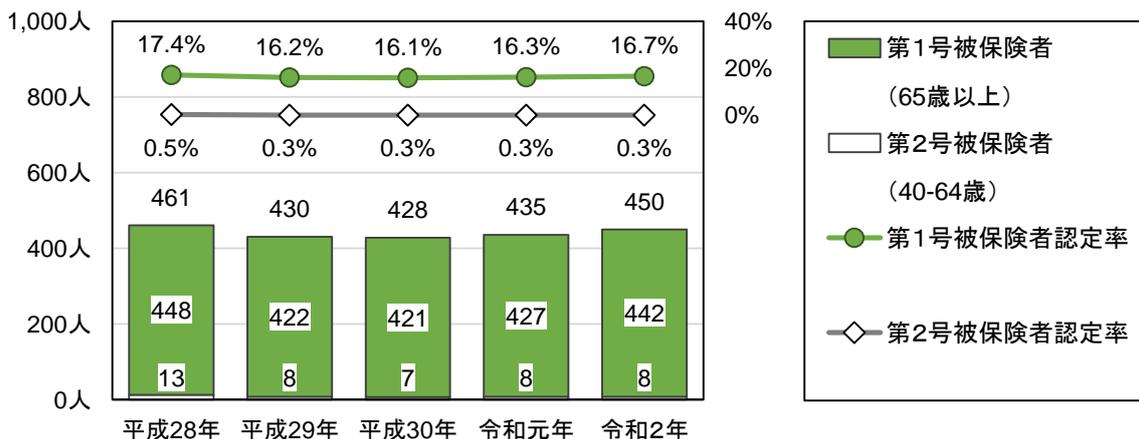
(5) 要介護者等の状況

本町の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は近年増加しており、令和2年には442人で、認定率は16.7%となっています。

要介護度別にみると要介護1が最も多く、令和2年では82人となっています。また、要介護3以上は、令和2年では合計179人で近年は要介護3・4が多くなっています。

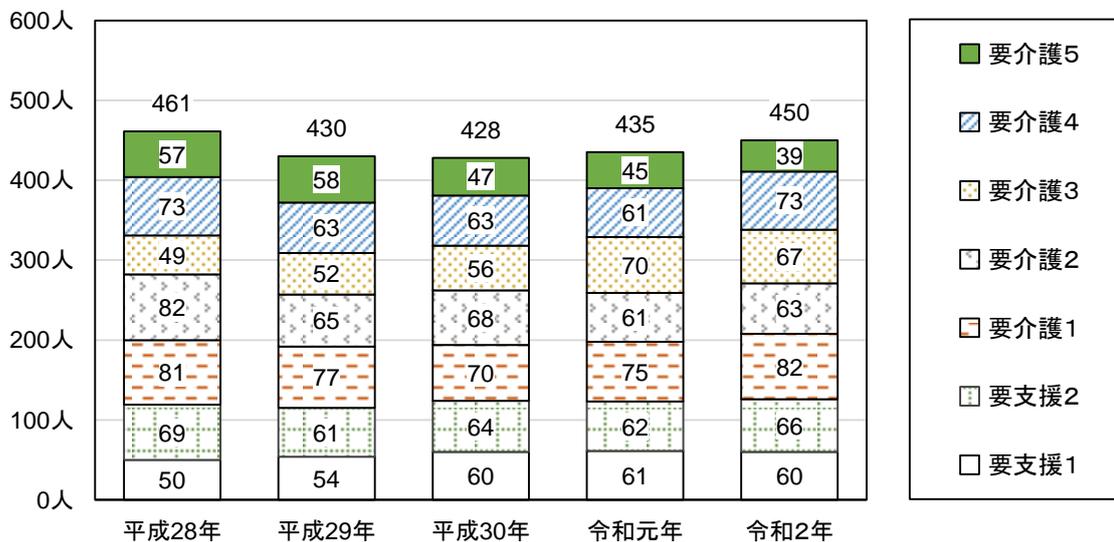
要支援認定者は、令和2年では合計126人となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

■要介護度別の要支援・要介護認定者数の推移



2 アンケート調査からみる現状

(1) 調査概要

本調査は、「第2次長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定に向けて、地域福祉に対する町民の現在の意識や今後の意向や要望等を把握し、分析結果を計画策定の資料として活用することを目的として実施しました。

■実施概要

区分	内容
調査対象者	長瀬町在住の20歳以上の町民
標本数	800件
抽出方法	住民基本台帳により、居住地区・年代・性別を考慮した無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年8月28日（金）～令和2年9月18日（金）
回収結果	回収276件／回収率34.5%

■アンケート調査結果について

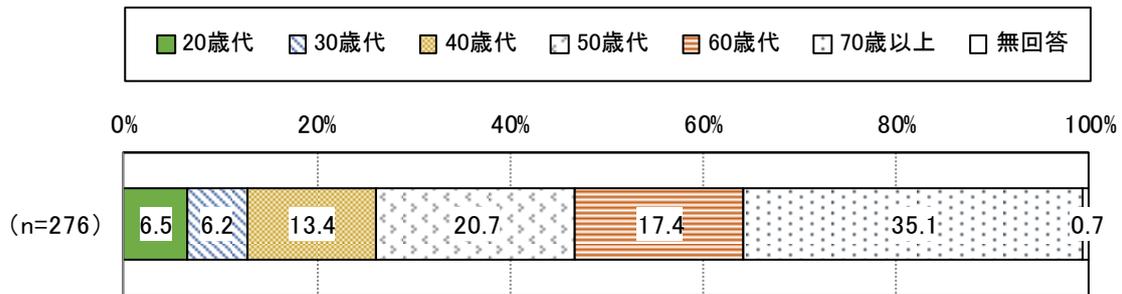
- (n=***) という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の質問では、母数に対する回答率のため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります。
- 調査結果の数値は回答率「%」で表記しています。
- 本文及びグラフでは、なるべくアンケート調査票そのままの表現を用いていますが、本文中の表現やスペース等の関係から一部省略した表現としている箇所やまとめて表現している箇所があります。

(2) 調査結果概要

①あなたのことについて

回答者の年齢は、「70歳以上」が35.1%で最も多く、「60歳代」と合わせると52.5%を占めています。40～50歳代は34.1%、20～30歳代は12.7%となっています。

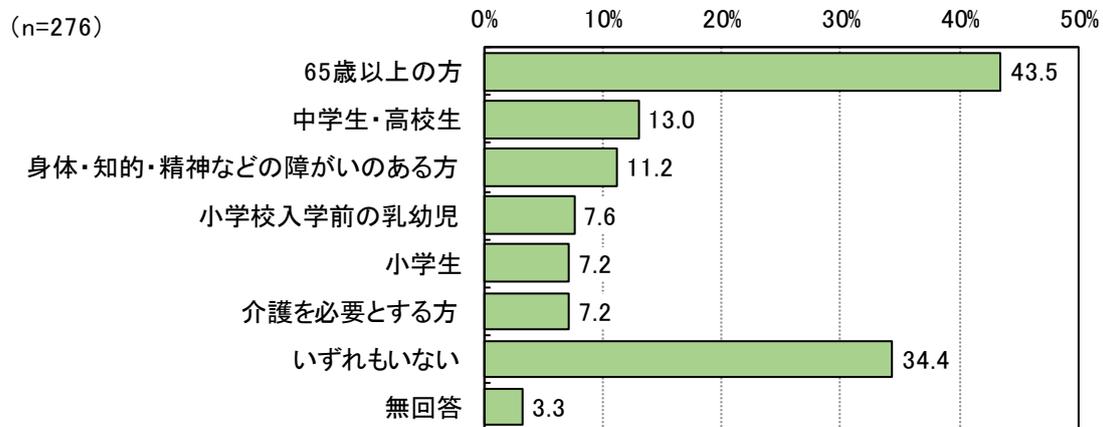
■回答者の年齢【あなたの年齢をお答えください（1つ）】



回答者の同居者は、「65歳以上の方」が43.5%で最も多く、次いで「中学生・高校生」が13.0%となっています。

なお、「いずれもない」との回答が34.4%となっています。

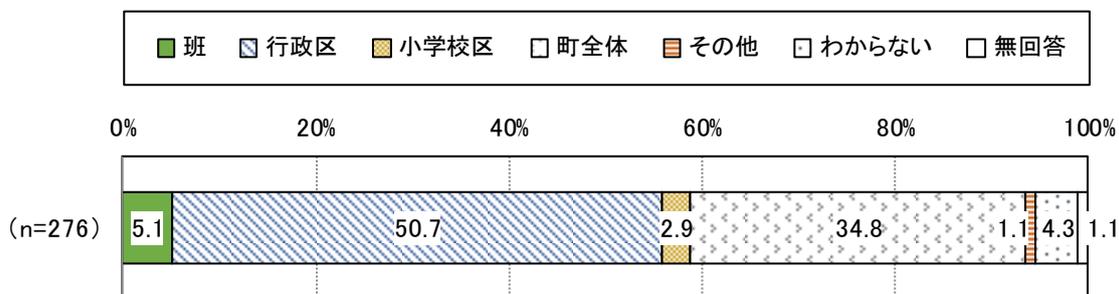
■回答者の同居者【あなた、もしくは同居の家族に次のような方はいますか（複数可）】



②地域について

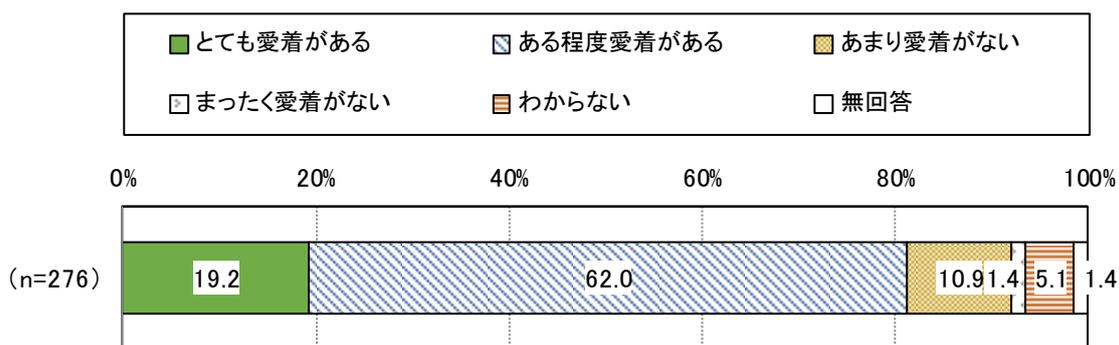
地域の範囲は、「行政区」が50.7%で最も多く、次いで「町全体」が34.8%となっています。

■地域の範囲【あなたにとって「地域」とは、どのような範囲のことだと思いますか（1つ）】



地域に愛着は、「ある程度愛着がある」が62.0%で最も多く、「とても愛着がある」と合わせると81.2%を占めています。

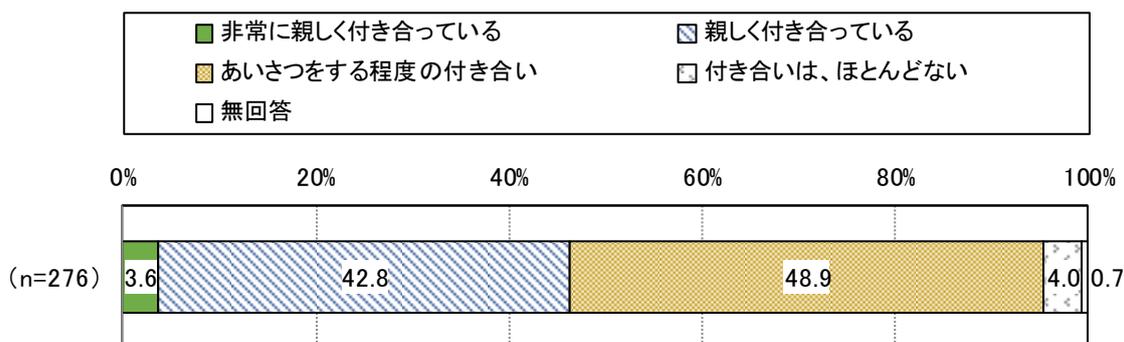
■地域への愛着【あなたは、お住まいの「地域」に愛着をお持ちですか（1つ）】



③近所付き合いについて

近所付き合いは、「あいさつをする程度の付き合い」が48.9%で最も多く、次いで「親しく付き合っている」が42.8%となっています。

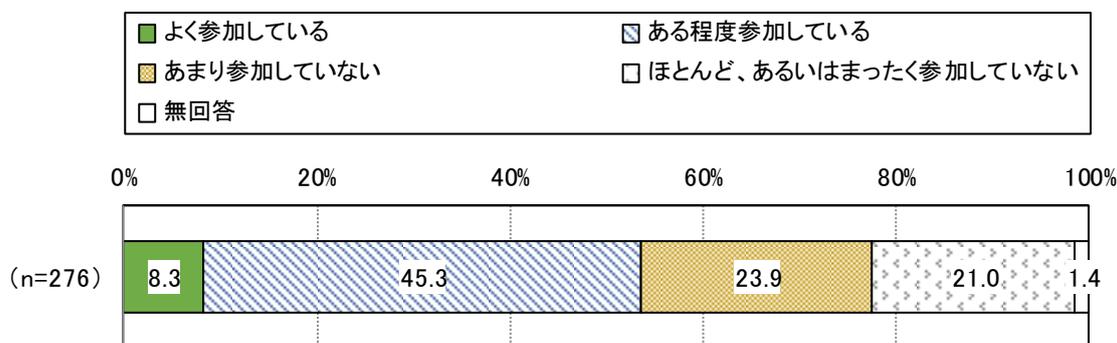
■近所付き合い【あなたは、近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか（1つ）】



地域活動への参加状況は、「ある程度参加している」が45.3%で最も多く、「よく参加している」と合わせると53.6%を占めています。

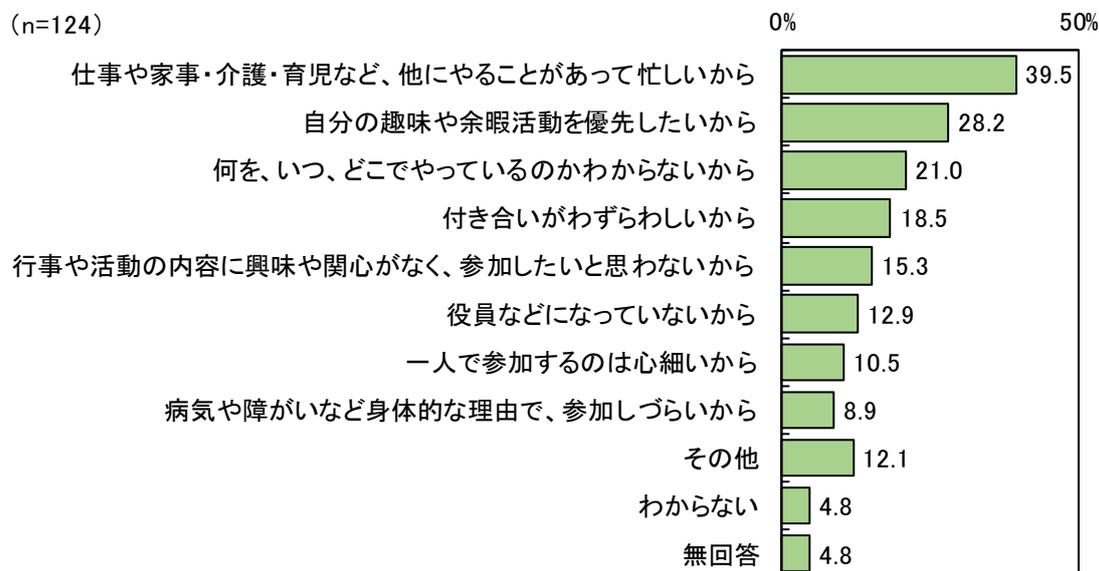
一方で、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」と「あまり参加していない」を合わせると44.9%となっています。

■地域活動への参加状況【あなたは、地域の活動にどの程度参加していますか（1つ）】



地域活動に参加しない理由は、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が39.5%で最も多く、以下「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が28.2%、「何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」が21.0%などとなっています。

■地域活動に参加しない理由【地域の活動に参加しない主な理由は何ですか（1つ）】

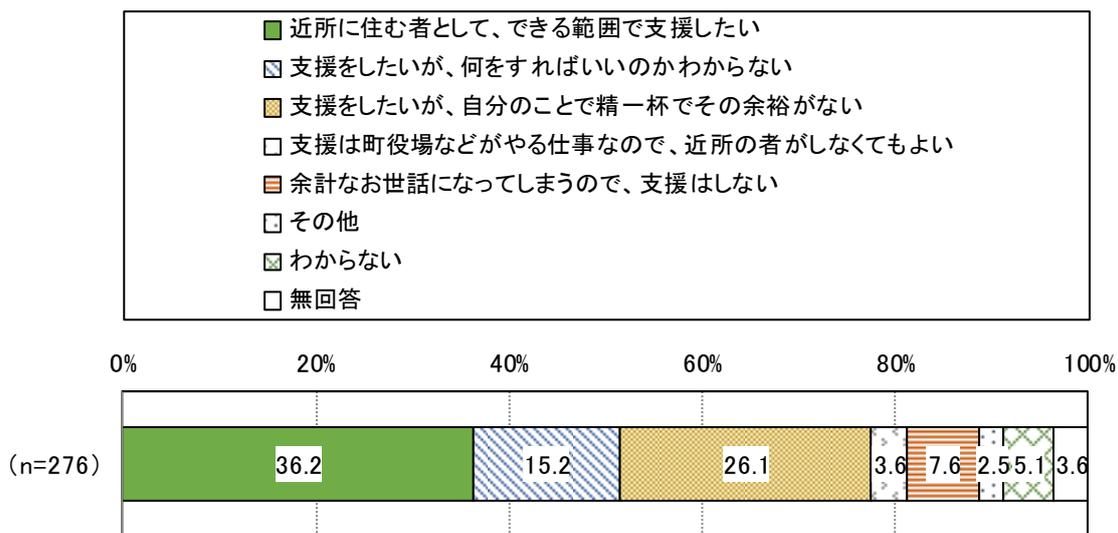


④地域福祉に対する考えについて

近所で支援を必要としている方に対して、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が36.2%で最も多く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が26.1%となっています。

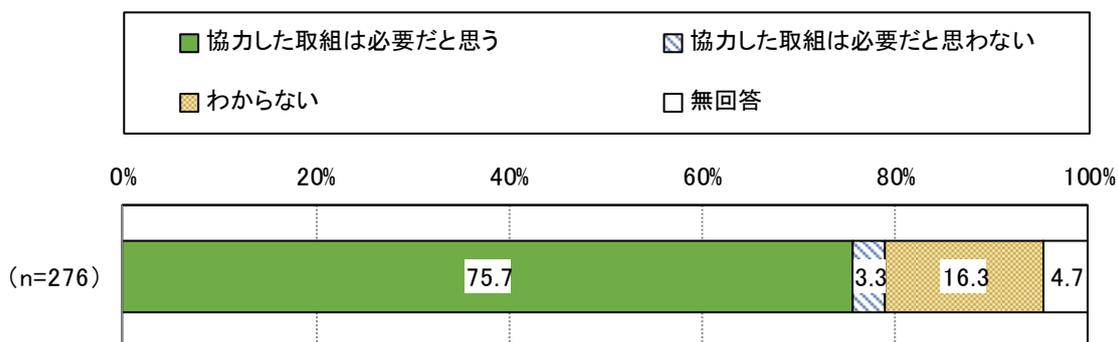
支援したいという意向（支援したい+何をすればいいのかわからない+余裕がない）を合わせると77.5%となっています。

■隣近所への支援【近所で支援を必要としている方への日常生活上の手助けについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか（1つ）】



地域の福祉課題に対して、「協力した取組は必要だと思う」が75.7%を占めています。一方で「わからない」との回答が16.3%となっています。

■福祉課題に対する協力【あなたは、地域で起こる福祉課題への対応について、地域の人たちが協力して取り組む必要があると思いますか（1つ）】



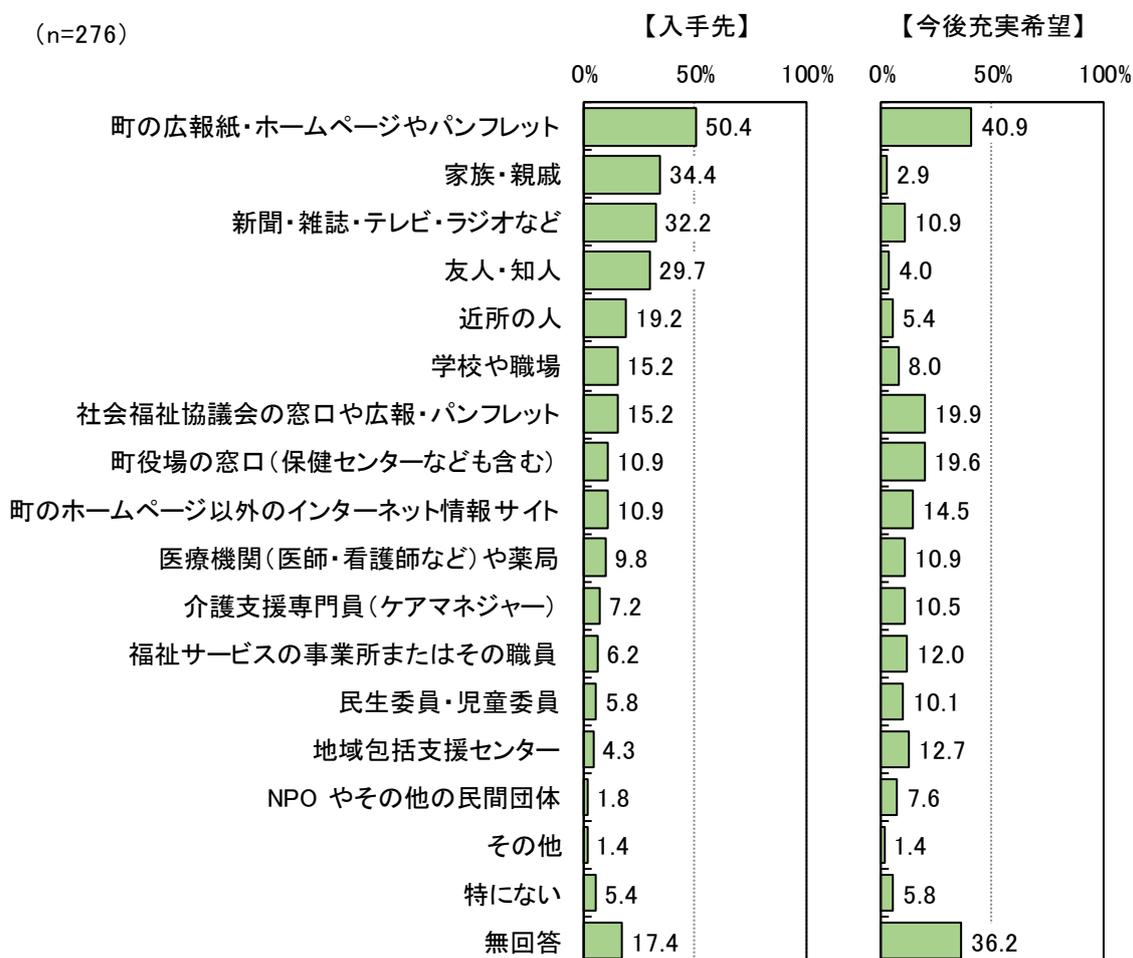
⑤福祉に関する情報について

福祉に関する情報の入手先は、「町の広報紙・ホームページやパンフレット」が50.4%で最も多く、以下「家族・親戚」が34.4%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど」が32.2%などとなっています。

今後充実してほしい福祉に関する情報の入手先は、「町の広報紙・ホームページやパンフレット」が40.9%で最も多く、以下「社会福祉協議会の窓口や広報・パンフレット」が19.9%、「町役場の窓口（保健センターなども含む）」が19.6%などとなっています。

■福祉に関する情報【福祉に関する情報は、どこから入手していますか。また、今後効果的に情報を入手するためには、どこからの情報提供が充実すると良いと思いますか（複数可）】

(n=276)

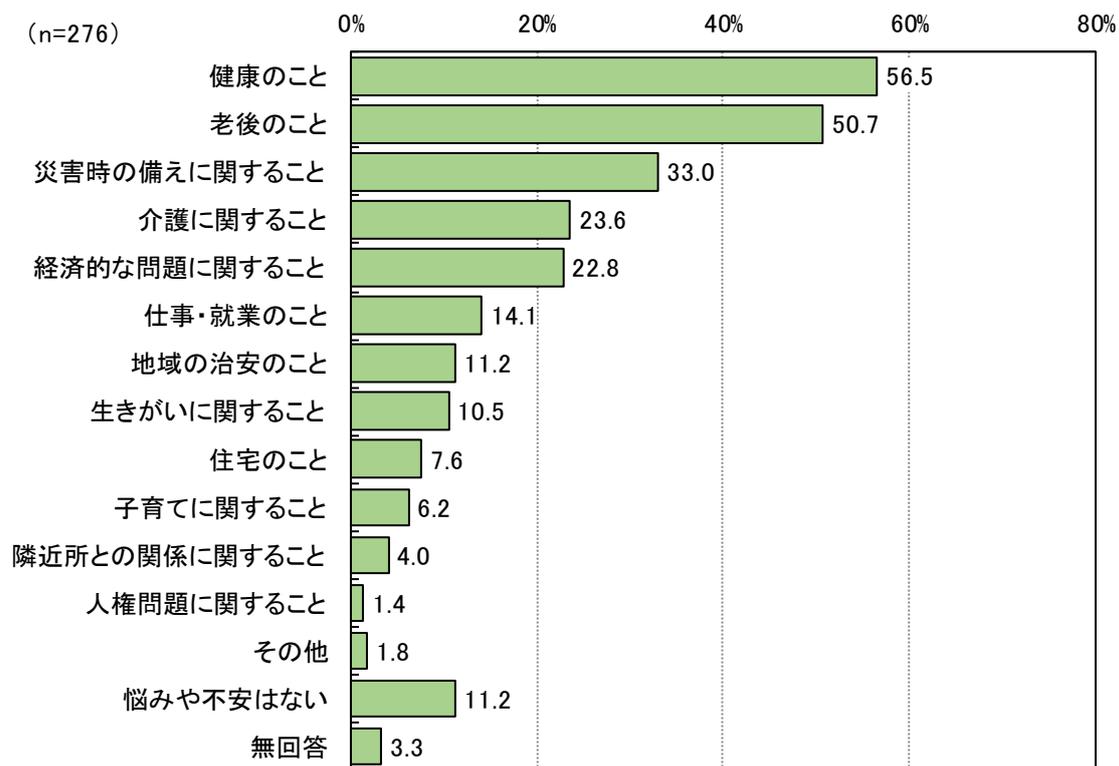


◎ご自身またはご家族のことについて

日々の生活における悩みや不安は、「健康のこと」が56.5%で最も多く、次いで「老後のこと」が50.7%となっています。

一方で、「悩みや不安はない」との回答は11.2%となっています。

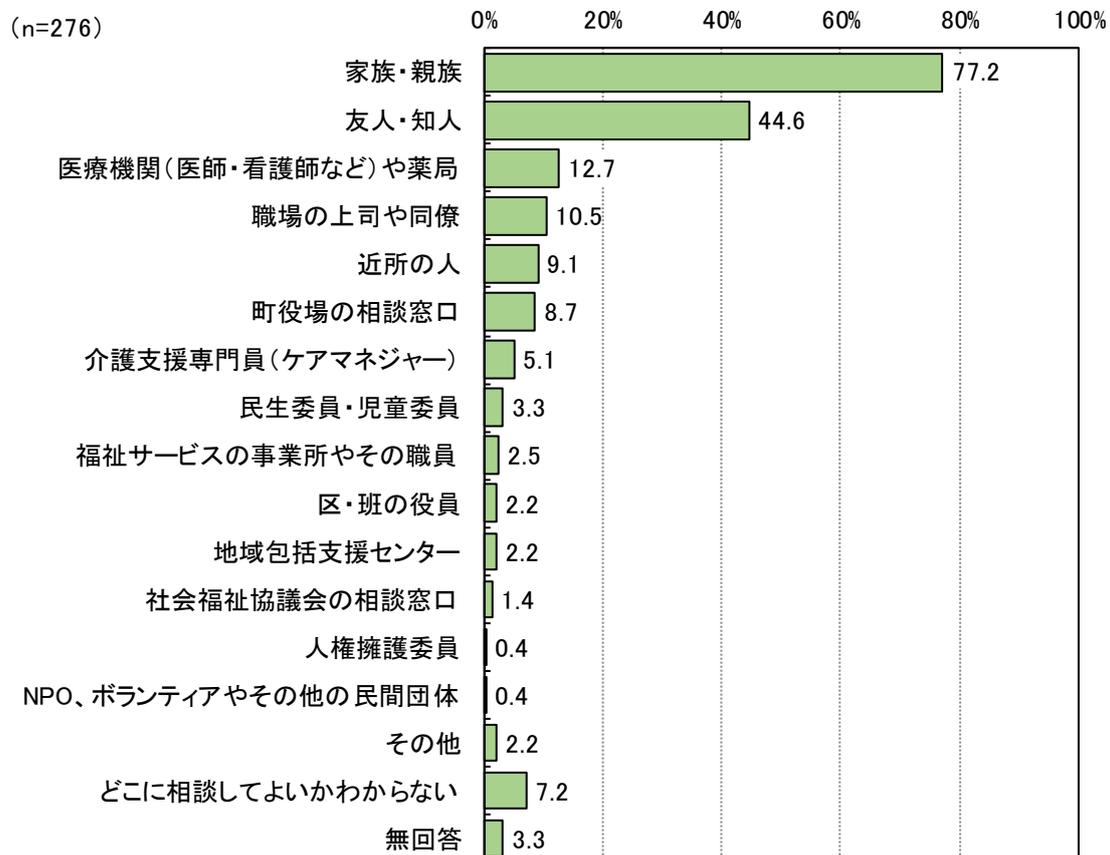
■日々の生活における悩みや不安【あなた、あるいはご家族は、日々の生活において、どのような悩みや不安を感じていますか（複数可）】



悩みや不安の相談先は、「家族・親族」が77.2%で最も多く、次いで「友人・知人」が44.6%となっています。

一方で、「どこに相談してよいかわからない」との回答は7.2%となっています。

■相談先【悩みや不安があるときは、誰に、もしくはどこに相談していますか（複数可）】

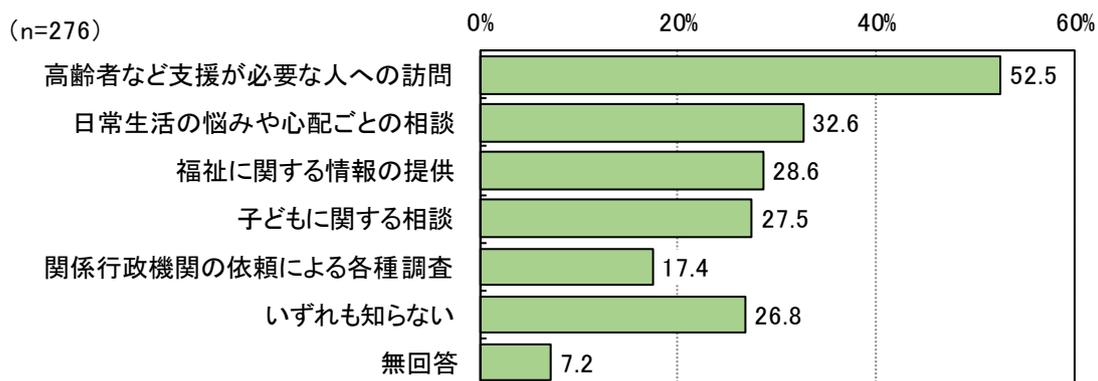


⑦民生委員・児童委員や社会福祉協議会について

民生委員・児童委員の活動で知っていることは、「高齢者など支援が必要な人への訪問」が52.5%で最も多く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」が32.6%となっています。

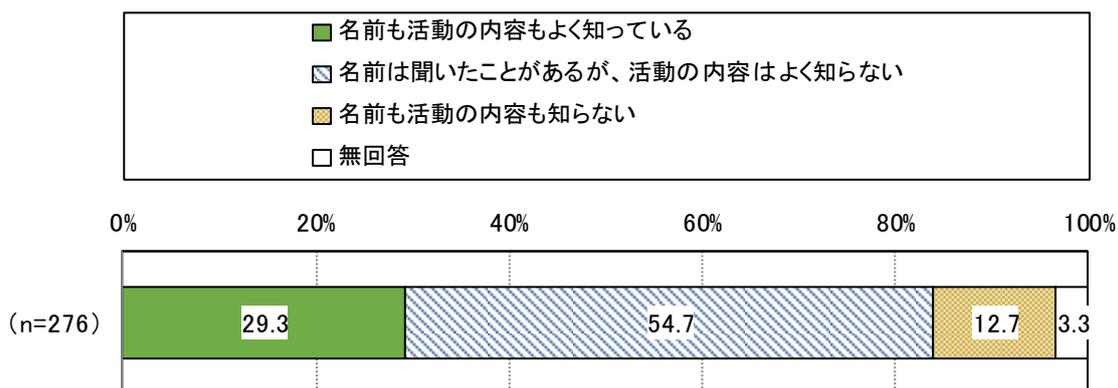
一方で、「いずれも知らない」との回答は26.8%となっています。

■民生委員・児童委員の活動の認知度【民生委員・児童委員が行う活動として、ご存じの内容を選んでください（複数可）】



長瀬町社会福祉協議会について、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が54.7%で最も多く、次いで「名前も活動の内容もよく知っている」が29.3%となっています。

■長瀬町社会福祉協議会の認知度【町には、地域福祉を推進している長瀬町社会福祉協議会があります。あなたはこの組織をご存知ですか（1つ）】

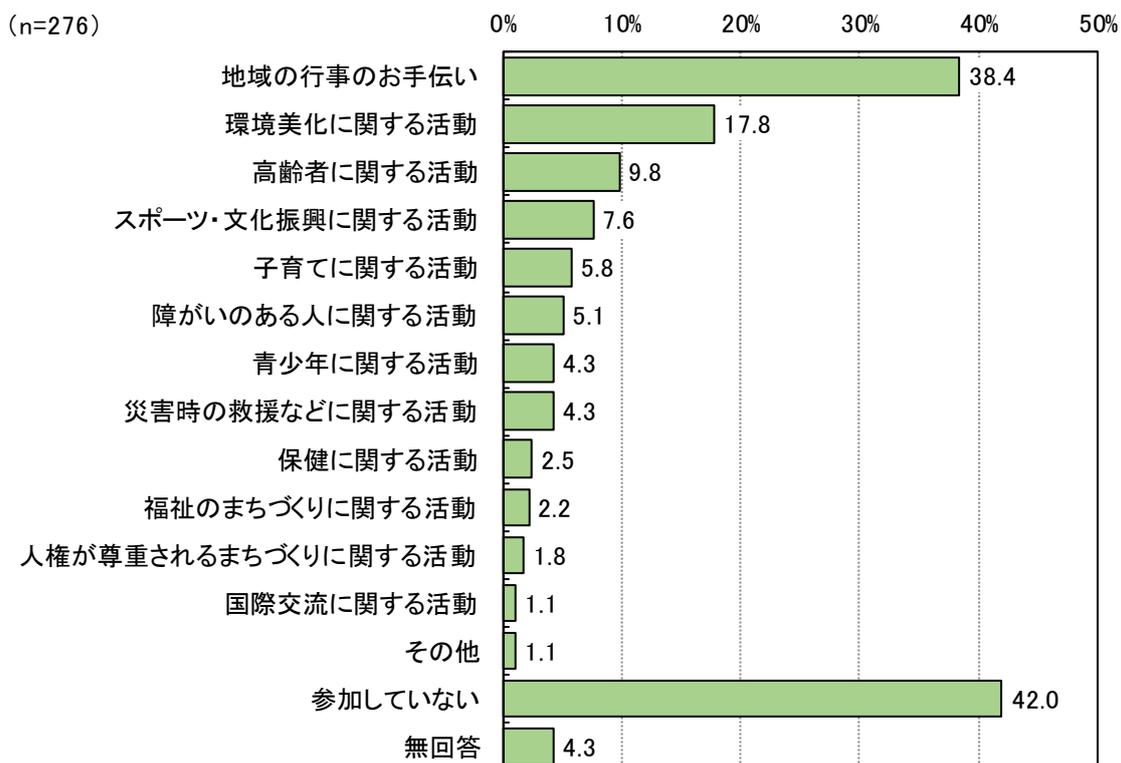


⑧ボランティア活動について

参加したことがあるボランティア活動等は、「地域の行事のお手伝い」が38.4%で最も多く、次いで「環境美化に関する活動」が17.8%となっています。

一方で、「参加していない」との回答は42.0%となっています。

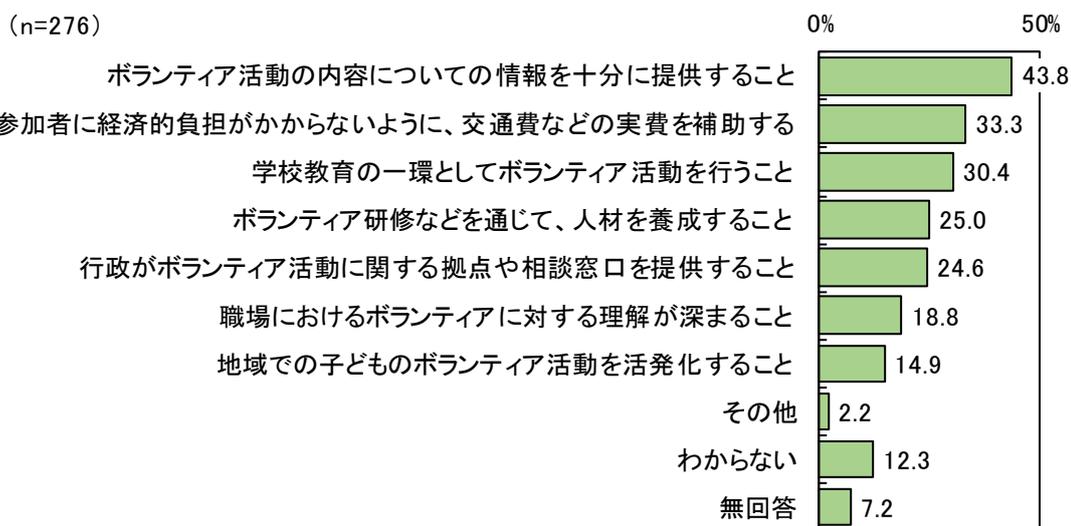
■ボランティア活動等への参加経験【あなたは、今までにどのようなNPOやボランティア活動に参加したことがありますか（複数可）】



第2章 地域福祉をめぐる長瀬町の現状

活動の幅を広げるために必要なことは、「ボランティア活動の内容についての情報を十分に提供すること」が43.8%で最も多く、以下「参加者に経済的負担がかからないように、交通費などの実費を補助する」が33.3%、「学校教育の一環としてボランティア活動を行うこと」が30.4%などとなっています。

■活動の幅を広げるために必要なこと【今後、ボランティア活動の幅を広げるために、必要なことは何だと思いますか（複数可）】



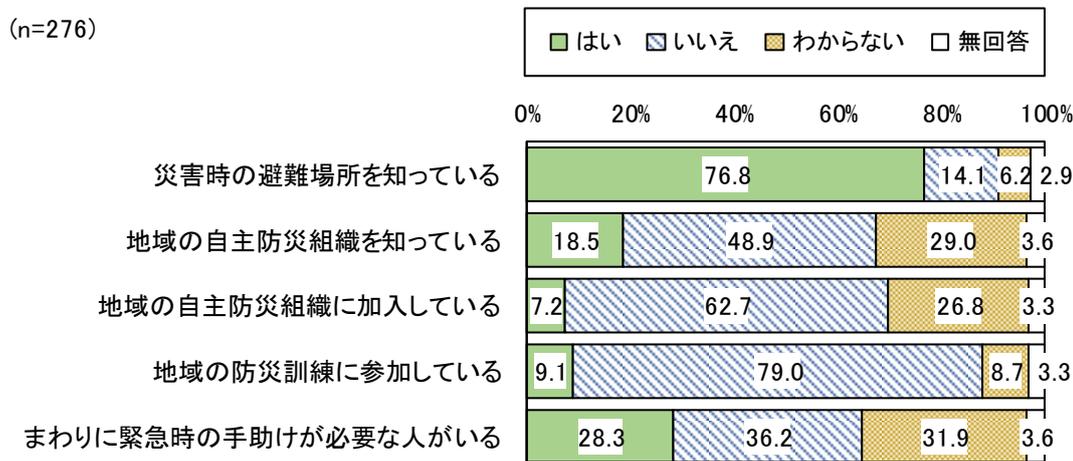
◎地域での防災について

地域での防災について、災害時の避難場所の認知度は76.8%を占めています。

一方で、自主防災組織の認知度は18.5%で、自主防災組織への参加は7.2%、防災訓練への参加は9.1%にとどまっています。

また、まわりに緊急時の手助けが必要な人がいる方は28.3%で、31.9%が「わからない」と回答しています。

■地域での防災【それぞれ1つを選択】

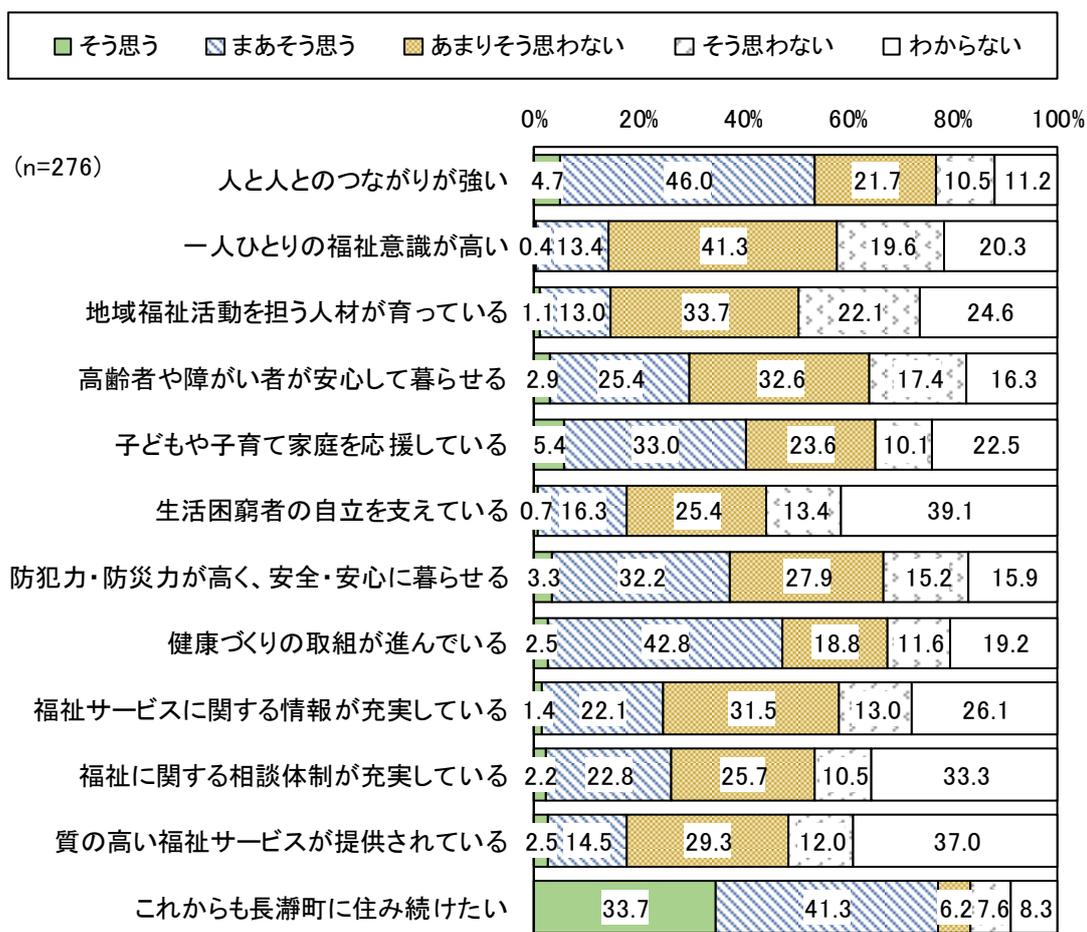


⑩町の地域福祉の取組について

長瀬町をどのように思っているかについて、「そう思う」又は「まあそう思う」が多い項目は、「これからも長瀬町に住み続けたい」が75.0%で最も多く、以下「人と人とのつながりが強い」が50.7%、「健康づくりの取組が進んでいる」が45.3%などとなっています。

一方で、「そう思わない」又は「あまりそう思わない」が多い項目は、「一人ひとりの福祉意識が高い」が60.9%で最も多く、以下「地域福祉活動を担う人材が育っている」が55.8%、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる」が50.0%などとなっています。

■長瀬町の印象【あなたにとって、長瀬町はどのようなまちだと思いますか。(1つ)】

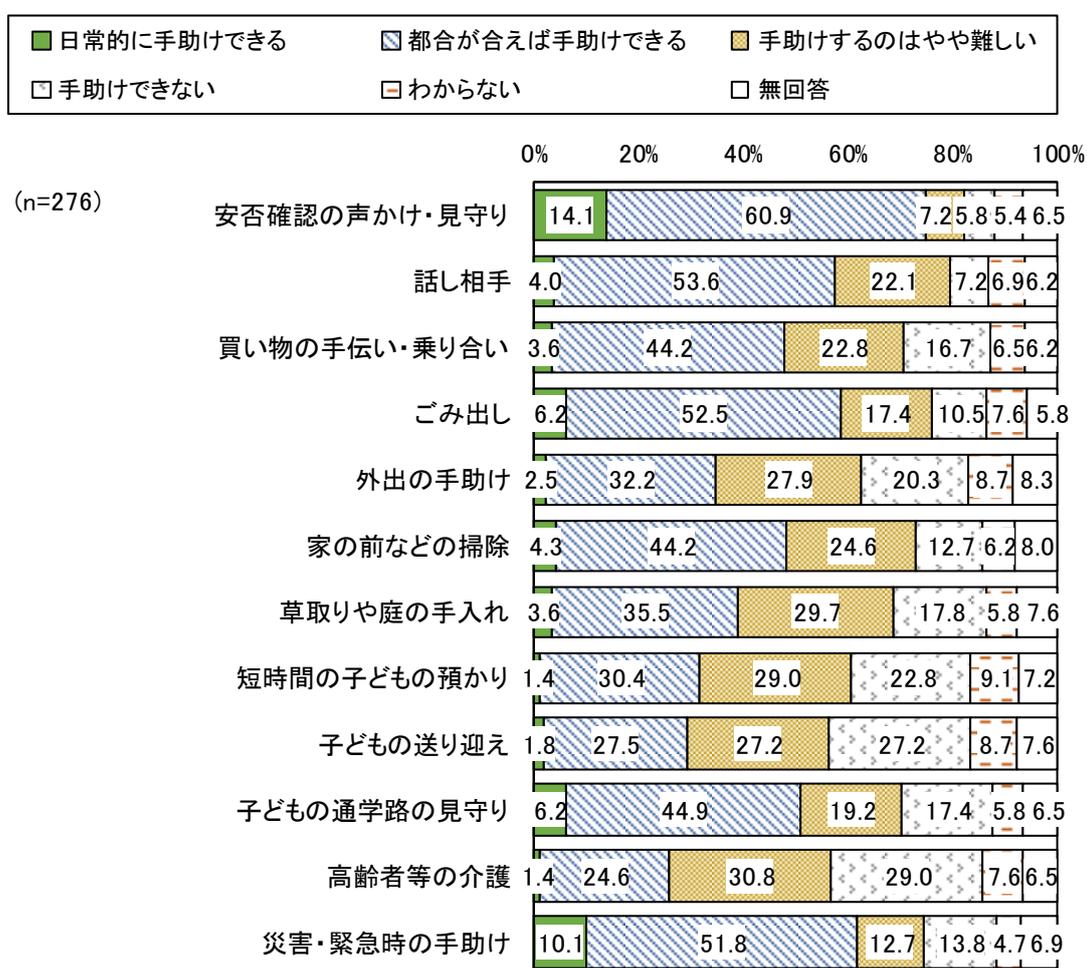


第2章 地域福祉をめぐる長瀬町の現状

自分が手助けする場合の可能性・困難度について、「日常的に手助けできる」又は「都合が合えば手助けできる」が多い項目は、「安否確認の声かけ・見守り」が75.0%で最も多く、以下「災害・緊急時の手助け」が61.9%、「ごみ出し」が58.7%などとなっています。

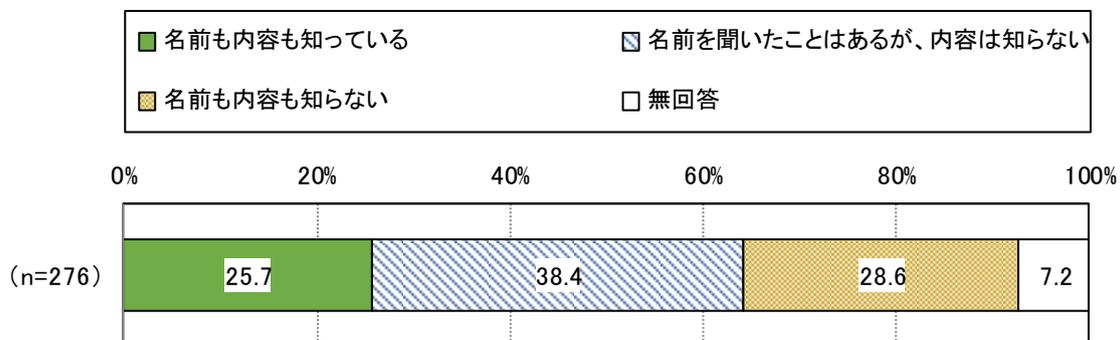
一方で、「手助けできない」又は「手助けするのはやや難しい」が多い項目は、「高齢者等の介護」が59.8%で最も多く、以下「子どもの送り迎え」が54.4%、「短時間の子どもの預かり」が51.8%などとなっています。

■自分が手助けする場合の可能性・困難度【隣近所で、困っている家庭がある場合に、あなたが実際に次のような手助けをできる可能性・困難度についてどのように感じますか（1つ）】



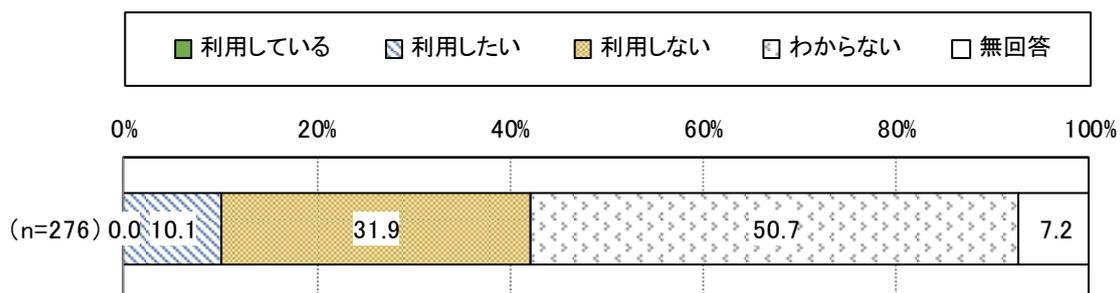
成年後見制度の認知度は、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が38.4%で最も多く、次いで「名前も内容も知らない」が28.6%となっています。

■成年後見制度の認知度【あなたは、成年後見制度についてご存知ですか（1つ）】



成年後見制度の利用意向は、「わからない」が50.7%で最も多く、次いで「利用しない」が31.9%となっています。

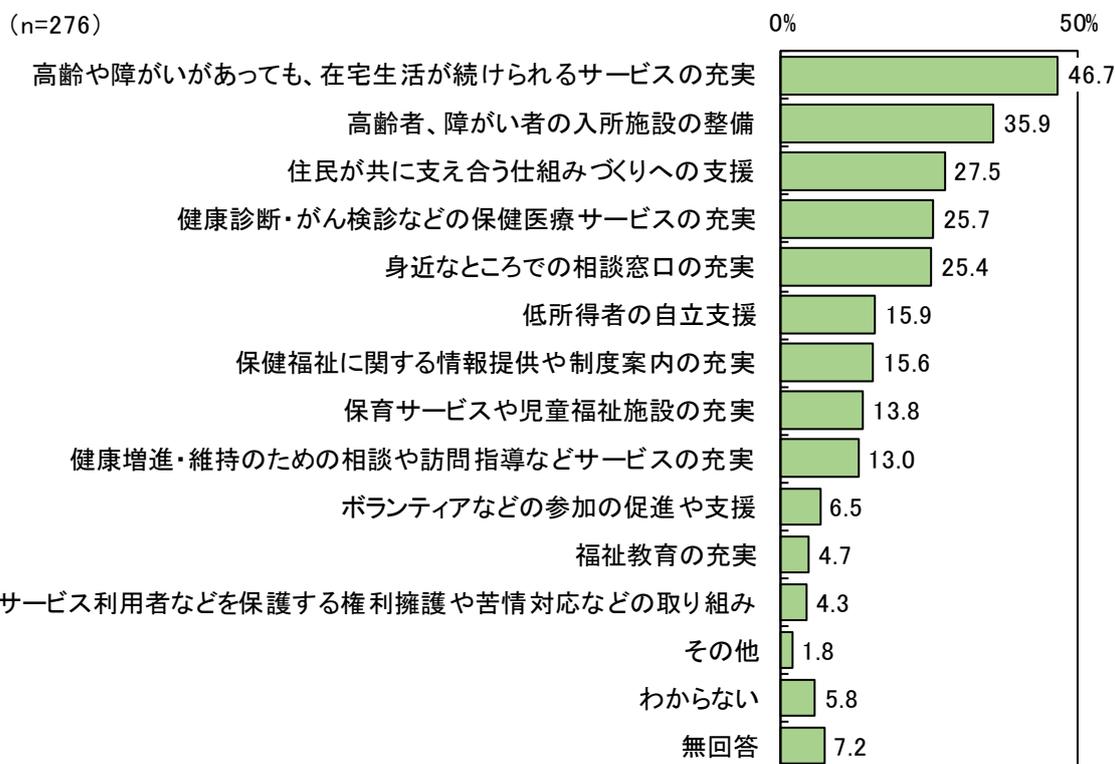
■成年後見制度の利用意向【あなたは、成年後見制度を利用したいですか（1つ）】



第2章 地域福祉をめぐる長瀬町の現状

町が優先して取り組むべき施策は、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が46.7%で最も多く、以下「高齢者、障がい者の入所施設の整備」が35.9%、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が27.5%などとなっています。

■優先施策【町が取り組む施策の中で、今後、どれを優先して充実すべきだと思いますか(3つ)】



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

長瀬町では、平成29年3月に、町の最上位計画となる「第5次長瀬町総合振興計画」を策定し、将来像である「はつらつ長瀬」の実現に向け、“いつまでも暮らしたいまち”、“いつまでも活力のあるまち”、“いつまでも輝き続けるまち”を目指しています。

その中で、保健・医療・福祉の施策は、次のように位置づけられています。

施策の大綱1 誰もがいつまでも暮らし続けられるまち	
<p>町民一人ひとりが、その生涯を通して自分らしくいきいきとした人生を送れるよう、保健・医療・福祉の施策を拡充します。</p> <p>また、町民が思いやりを持って互いに支え合うことができる福祉社会を実現します。</p>	
施策	
1-1	親子が明るく暮らせるまちづくり（子育て支援の充実）
1-2	高齢者が元気に暮らせるまちづくり（高齢者福祉の充実）
1-3	障がい者が自分らしく暮らせるまちづくり（障がい者福祉の充実）
1-4	誰もが心豊かに暮らせるまちづくり（社会保障の充実、地域福祉の推進）
1-5	誰もが健康で暮らせるまちづくり（健康づくりの推進、地域医療の推進）

本計画の基本理念は、上位計画の将来像や考え方等を踏まえ、「地域で支え合い 心豊かに暮らせる 長瀬町」を基本理念とします

地域で支え合い 心豊かに暮らせる 長瀬町

2 計画の基本目標

基本理念の実現のためには、「①支え合いの基盤となるしっかりとした地域の絆を築き」、「②土台の上に暮らしの安心を導くきめ細かな取組を積み重ね」、「③取組の有効性をより高めるための施策で取組を側面から支えること」が必要となります。

本計画では、これら3ステップのそれぞれに対応する目標を次のとおり設定し、基本目標とします。

基本目標1 住民・団体・行政の協働による支え合いの地域づくり

地域福祉計画に盛り込むことが求められる「活動への住民参加の促進に関する事項」は、多様化する住民の生活課題を解決するために欠かすことができません。そのためには、住民と社会福祉協議会をはじめとする福祉に関する団体と行政が協働し、地域を支え合いの意識にあふれたものとしていきます。

基本目標2 安心した暮らしを実現するための取組の充実

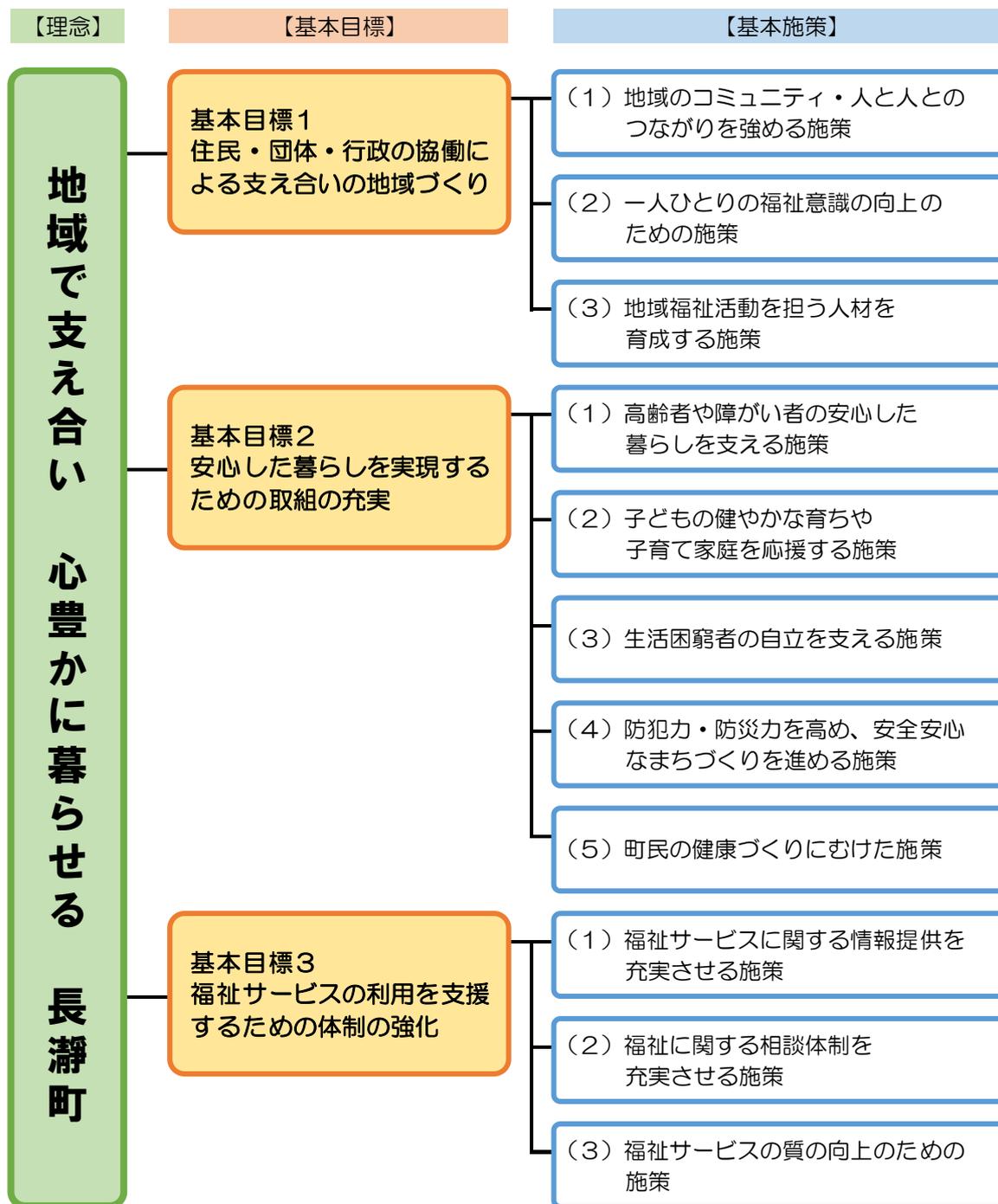
高齢者や障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者だけでなく、制度や分野の枠にとらわず、一人ひとりが世代や背景を超えてつながり、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、きめ細かな施策・事業を幅広く展開し、確実に推進していきます。

基本目標3 福祉サービスの利用を支援するための体制の強化

地域福祉では、誰もがどのような状態でも福祉サービスの利用が可能となる仕組みづくりと、サービスの充実・質の向上が重要となります。

このため、「新しい生活様式」の考え方を踏まえ、福祉サービスの利用促進や提供体制の充実を図っていきます。

3 施策体系



第4章 施策展開

基本目標1

住民・団体・行政の協働による支え合いの地域づくり

(1) 地域のコミュニティ・人と人とのつながりを強める施策

I 住民・地域に期待される役割

- 地域の活動に積極的に参加し、地域に住む人と人の絆づくりに努めます。
- 住民が地域の活動に参加しやすい雰囲気地域全体で醸成します。

II 行政の施策

- 地域で活動する団体への情報提供や支援を充実させます。
- 地域の活動内容を、広報紙等を通じてわかりやすく紹介します。
- 各団体同士、また関係機関とのネットワークの整備に努めます。

III 社会福祉協議会の取組

- 地域の絆づくりにつながる住民参加の事業を推進します。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
地域福祉ネットワークづくり	○行政区長や福祉関係者等の協力のもと、町民と行政の協働により、地域福祉のネットワーク構築を図る。	健康福祉課
元気と安心お助け隊補助事業	○商工会が行う地域支え合い事業「元気と安心お助け隊」に対し、補助金を交付する。	健康福祉課
長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬の活用【新規】	○子育て支援拠点として、子ども・子育て支援事業を実施するとともに、地域住民の利用や世代間交流など、多様な事業展開を図る。	健康福祉課
広報紙発行事業	○町民と行政のパイプ役として、広報紙を発行するとともに、紙媒体及びインターネットを活用した情報提供を進める。	企画財政課
社会福祉大会開催事業及び福祉バザー実施	○住民参加による福祉のまちづくりを推進するため、福祉関係者で構成された実行委員会主催により、社会福祉大会、福祉バザーを開催する。	社会福祉協議会

第4章 施策展開

施策名	施策内容	担当課等
敬老会開催事業	○町内の慶事高齢者を招待し敬老会を開催する。 ○白金婚や百寿等、慶事該当者に賀状、寿詞、記念品を贈呈する。 ○老人クラブ連合会役員による「実行委員会」を組織し、高齢者の集いを開催する。	社会福祉協議会
高齢者いきいき活動支援事業	○高齢者の学習教養講座、作品展、趣味の発表会等を開催し、生きがいづくりを支援する。 ○グラウンドゴルフ教室や、昔の話を聞く会等、児童と高齢者の交流会を開催する。	社会福祉協議会
福祉スポーツレクリエーション大会開催事業	○障がい者とその家族及び関係者が一堂に会しスポーツやレクリエーションを通して交流を深める。	社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロン事業	○当事者と地域住民が共働して運営する、ふれあいいきいきサロン活動を支援し孤立防止を図る。	社会福祉協議会
共同募金運動への協力	○赤い羽根共同募金運動への協力を行うと共に、募金配分金による地域福祉推進事業を実施し、自主財源の獲得と募金運動への住民参加の促進を図る。	社会福祉協議会
地域歳末たすけあい運動事業	○地域歳末たすけあい運動への協力を行うと共に、募金配分金による歳末たすけあい配分金援護事業（歳末援護事業及び歳末福祉事業）を実施する。	社会福祉協議会
いきいきプラザ開設	○高齢者の憩いの場や、健康いきがい活動の場を提供する。老人クラブ活動、趣味活動、健康づくり活動の拠点として利用を促進する。	社会福祉協議会



(2) 一人ひとりの福祉意識の向上のための施策

I 住民・地域に期待される役割

- 地域の現状や課題について考えます。
- 福祉について学習する機会に積極的に参加し、福祉についての理解を深めます。
- 地域での活動を通じて、福祉活動の大切さを地域全体に広げていきます。

II 行政の施策

- 町民に向け、福祉に関する学習や話し合いの機会を設けます。
- 福祉に関する活動内容を、広報紙等を通じてわかりやすく紹介します。

III 社会福祉協議会の取組

- 町民の福祉意識を高めるための教育や体験学習活動を実施します。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
福祉教育の啓発	○高齢者との世代を越えた交流の機会を設け、慈しみの心を育てるとともに、社会福祉大会などの行事を通じて町民の福祉意識の高揚を図る。	社会福祉協議会
福祉協力校等指定及び助成事業	○小学校を福祉協力校に、中学校をボランティア推進校に指定し、活動費助成金を交付する。	社会福祉協議会
福祉教育、ボランティア体験学習の支援	○小中学校における福祉体験、ボランティア体験学習の機会を提供する。・学校支援ボランティア（スクールサポーター）の養成及び派遣を行う。	社会福祉協議会
彩の国ボランティア体験プログラム事業	○住民にボランティア活動への参加の機会を提供することを目的に、彩の国ボランティア体験プログラム事業を行う。	社会福祉協議会
通年ボランティア講座	○学校支援ボランティア活動や共同募金活動、歳末福祉活動等のボランティア体験メニューを実施する。	社会福祉協議会
福祉教育ネットワーク会議	○福祉教育ネットワーク会議を開催し、福祉教育推進のための連絡調整を行う。	社会福祉協議会

(3) 地域福祉活動を担う人材を育成する施策

I 住民・地域に期待される役割

- 自分自身の経験や能力が地域の活動に活かせるかどうか考えます。
- 地域で行われている福祉活動を伝える情報に関心を持ち、活動に必要とされているものを理解します。
- 福祉やボランティアに関する活動に関心を持つ地域の人が活動に参加できるように支援します。

II 行政の施策

- 社会福祉協議会と連携し、町内におけるボランティア活動の活性化を促します。
- 民生委員・児童委員の活動を支援します。

III 社会福祉協議会の取組

- ボランティア希望者への情報提供やボランティア団体の活動を支援します。
- ボランティアの育成につながる事業を推進します。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
ボランティア活動団体の育成	○ボランティアに参加しやすい体制づくりを図り、各種の要望に対応できるよう団体の育成を図る。	社会福祉協議会
福祉委員の委嘱	○社協活動の協力員である福祉委員を、各行政区長に委嘱し、地域福祉活動の育成を図る。	社会福祉協議会
当事者団体の育成と活動支援	○老人クラブをはじめとする、当事者団体のセルフヘルプ（自助）活動を支援する。	社会福祉協議会
ボランティア活動の相談、登録及び派遣事業	○ボランティアコーディネーターによる相談及び情報提供とボランティア希望者の登録及び派遣に関する調整を行う。	社会福祉協議会
ボランティア活動（グループ）育成、援助事業	○ボランティア活動を行う個人、団体に対し育成、援助活動を行う。 ○社協事業に協力する団体に助成金を交付する他、活動器材の貸し出し等、様々な援助を行う。	社会福祉協議会
ボランティアスクール開催事業	○様々な体験メニューをそろえた、彩の国ボランティア体験プログラム事業及び通年ボランティア講座等を行う。	社会福祉協議会

施策名	施策内容	担当課等
ふれあいいきいきサロン運営ボランティア養成事業	○サロン事業実施希望に応じて、ふれあいサロン実施モデル地区を指定し、立ち上げ等の支援を行い、地域の福祉ボランティアを育成する。	社会福祉協議会
いきいきプラザ開設	○ボランティアビューローの機能を備え、ボランティア団体の活動拠点として、会議室、印刷機、ボランティア活動用器材、資料図書等の整備を行う。	社会福祉協議会



基本目標2

安心した暮らしを実現するための取組の充実

(1) 高齢者や障がい者の安心した暮らしを支える施策

I 住民・地域に期待される役割

- 家に籠らず、地域の集まりに積極的に参加して、交流に努めます。
- 高齢者福祉や介護保険事業について、必要な知識を持つように努めます。
- 自分自身の健康状態に注意し、その維持や改善に努めます。
- 障がいや障がい者について理解を深めます。
- 高齢者への声かけや見守りを行います。
- 支援が必要な人を地域で把握し、災害時や緊急時に備えた協力体制を整えます。

II 行政の施策

- 高齢者福祉計画や障がい者福祉計画等、高齢者や障がい者に向けた計画に位置付けられた事業を推進します。
- 高齢者福祉や障がい者福祉の現状を踏まえるとともに、今後を見据えた施策の推進を図ります。

III 社会福祉協議会の取組

- 高齢者や障がい者に向けた様々な福祉事業について、推進します。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
高齢者障がい者いきいきセンター運営管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉サービス事業所等として設置された高齢者・障がい者共生施設において、障がい者に対し創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る。 ○日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行い、障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。 ○高齢者の介護予防等の事業を実施するとともに、障がい者との交流を図る。 	健康福祉課

施策名	施策内容	担当課等
地域包括支援センター事業	○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、日常的な生活に係る支援を行う。 *高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、要介護状態を防ぐ、介護予防のケアマネジメント、高齢者虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、高齢者が暮らしやすい地域づくりのための包括的・継続的ケアマネジメント	健康福祉課
家族介護支援事業	○常時介護用品を利用せざるを得ない在宅高齢者家族の経済的な負担を軽減するため、利用者の状況に適した紙おむつ等を支給する。	健康福祉課
高齢者配食サービス事業	○地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業として、ひとり暮らし高齢者等に地域の事業所が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、栄養バランスの取れた食事を提供することで、栄養面の質の向上を図る。	健康福祉課
老人保護措置事業	○65歳以上の高齢者で、身体もしくは精神上、または環境上及び経済上の理由により居宅での生活が困難な人の生活の安定を図るため、養護老人ホーム等への入所判定や手続き及び入所後の管理を行う。	健康福祉課
介護予防事業	○運動器及び口腔器の機能向上、栄養改善につながる、複合的な予防教室を実施する。	健康福祉課
介護保険(保険給付)事業	○加齢による疾病等で介護等が必要となった人が、自立した日常生活を営むことができるよう、本人の選択に基づいた介護サービスを提供する。	健康福祉課
広域処理(介護認定審査会)事業	○介護保険法に基づき、要介護状態区分の審査・判定を行う介護認定審査会を秩父広域市町村圏組合で共同設置し、町単独では難しい審査会事務の円滑化を図る。	健康福祉課
高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定及び推進する。	健康福祉課
重度心身障害者医療費支給事業	○経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、重度心身障がい者に対する医療費の一部を支給する。	町民課
障害者自立支援給付事業	○障がい者がサービスを提供する施設や事業者と対等な立場で、サービスの選択・利用ができるよう、介護及び訓練等給付費の支給や地域生活支援事業を実施するとともに、虐待防止についての対策を行う。	健康福祉課

第4章 施策展開

施策名	施策内容	担当課等
心身障害者補助事業	○在宅の障がい者及び難聴者に対して、社会活動への参加と自立の促進のための事業を実施する。 *在宅重度心身障害者手当支給、身障手帳診断書補助、自動車燃料費補助、福祉タクシー利用料補助、在宅酸素電気料助成、紙おむつ支給事業、生活サポート事業、難病患者等通院費補助、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、身体障害者居宅改善整備事業、障害者福祉システムの導入等	健康福祉課
広域処理（自立支援審査会）事業	○障害者総合支援法に基づき、障害支援区分の審査・判定を行う自立支援審査会を秩父広域市町村圏組合で共同設置し、町単独では難しい審査会事務の円滑化を図る。	健康福祉課
障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定事業	○障がい者が住みよいまちづくりを進めていくために、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定及び推進する。	健康福祉課
シルバー人材センター補助事業	○高齢者の生きがいの充実や社会参加を図るために運営されているシルバー人材センターに対し、補助金を交付する。	健康福祉課
日常生活用具貸与事業	○日常生活動作に支障のある高齢者世帯等の応急的需要に対し、日常生活用具（特殊寝台、車椅子他）を貸与する。	社会福祉協議会
見守り事業	○70歳以上の単身高齢者で見守りが必要な者に対し、乳酸飲料を配付し日常生活を見守る。飲まれていない場合は、社協で安否を確認後、必要に応じた処置を行う。	社会福祉協議会
給食サービス事業	○単身高齢者等を対象に、配食サービスをボランティアグループの協力により実施する。	社会福祉協議会
歳末福祉事業	○ボランティアの協力による、単身高齢者の大型不用品回収及び友愛交流会を実施する。	社会福祉協議会
休憩ベンチ設置、整備事業	○地域の要望により町内の広場等に休憩ベンチを設置し、憩いの場づくりに役立てる。	社会福祉協議会
絵手紙交流事業	○絵手紙ボランティアが季節のお便りを、単身高齢者等に送付する。	社会福祉協議会
声の広報事業	○視覚障がい者等に、朗読ボランティアが町広報誌及び社協だよりの朗読カセットテープの作成と配付を行う。	社会福祉協議会
地域介護予防生活支援支援事業【新規】	○単身高齢者を対象に、月1回、社会福祉協議会が送迎を行い、ボランティアによる買い物支援事業を実施する。	社会福祉協議会

(2) 子どもの健やかな育ちや子育て家庭を応援する施策

I 住民・地域に期待される役割

- 子育て支援の拠点や相談窓口をよく知り、積極的に利用します。
- 子育て家庭を見守り、求められれば相談に乗ります。
- 子育てに地域が協力する雰囲気醸成します。
- 子どもたちを、事故や犯罪から守ります。

II 行政の施策

- 子育て支援に係る事業を推進します。
- 子育て相談の体制を充実させます。
- 児童虐待の発生を防ぎ、子どもの権利を守る体制を強化します。

III 社会福祉協議会の取組

- 子どもの遊び場づくりを推進します。
- ひとり親家庭を応援する事業を行います。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
子育て支援事業	○子どもを安心して産み育てることができる環境づくりのための事業を実施する。 *子育て支援金の支給、絵本支給、紙おむつ用ごみ袋支給、子育て相談窓口・キッズコーナーの設置、子育てコンシェルジュの配置	健康福祉課
児童手当事業	○中学校修了前の子どもの養育者へ児童手当を支給する。	健康福祉課
こども医療費支給事業	○保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、子ども（18歳に達した日以後最初の3月31日まで）に対する医療費の一部を支給する。	町民課
母子保健事業	○母子保健知識の普及、乳幼児健診等による子育て支援を行う。	健康福祉課
子育て相談事業	○核家族化の進展等による子育て家庭の孤立化を防ぐため、保健師、子育て支援員（保育士等）、子育てコンシェルジュによる訪問相談及び臨床心理士による専門相談を行う。	健康福祉課

第4章 施策展開

施策名	施策内容	担当課等
放課後児童クラブ事業	○保護者が労働等により昼間家庭にいない就学児童等の健全な育成のため、2か所の放課後児童クラブを運営するほか、民営の児童クラブへの業務委託も行う。	健康福祉課
児童虐待防止推進事業	○児童虐待から子どもを守るため、相談業務の実施や保育所、学校等関係機関との連携を図る。また、リーフレットの全戸配布や講演会等を行い、「地域の子どもを地域で育てる」気運を高める。	健康福祉課
児童遊具設置整備事業	○児童の遊び場に遊具（ブランコ、鉄棒、すべり台、シーソー等）を設置し、屋外での子どもの遊び及び憩いの場づくりを支援する。	社会福祉協議会
親子ふれあいバス旅行事業	○夏休みを利用して、ひとり親家庭の日帰りバス旅行を実施する。	社会福祉協議会



(3) 生活困窮者の自立を支える施策

I 住民・地域に期待される役割

- 生活困窮者事業についての知識を深め、求められたときには適切にアドバイスします。
- 生活困窮者を地域で支え合います。

II 行政の施策

- 埼玉県秩父福祉事務所やアスポーツ相談支援センターと連携し、生活困窮者を支援します。

III 社会福祉協議会の取組

- 生活困窮者を支援する事業の周知と推進に努めます。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
ひとり親家庭等医療費支給事業	○生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対する医療費の一部を支給する。	町民課
介護サービス利用者自己負担補助事業	○低所得の高齢者等が居宅サービスを利用した際の自己負担額の一部を助成する。	健康福祉課
歳末援護事業	○支援の必要な世帯に歳末見舞金の贈呈を行う。対象世帯の選定は民生・児童委員で構成された募金配分検討委員会で行う。	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	○県社協より受託した、生活福祉資金、県障害者福祉資金の貸付相談・借入等の受付け窓口業務を行う。	社会福祉協議会
福祉資金貸付事業	○低所得世帯の応急的な資金需要を補うため、小口援護資金の貸付事業を行う。	社会福祉協議会

(4) 防犯力・防災力を高め、安全安心なまちづくりを進める施策

I 住民・地域に期待される役割

- 対象者は、避難行動要支援者登録をします。
- 自主防災・防犯活動に積極的に参加します。
- 支援が必要な人を地域で把握し、災害時や緊急時に備えた協力体制を整えます。
- 地域の防災・防犯の自主活動を活発化します。
- 地域で子どもたちの安全を守る体制を整備します。

II 行政の施策

- 町の防災訓練を実施するとともに、地域の自主防災・防犯活動を支援します。
- 避難行動要支援者登録を推進し、緊急時の支援体制を整えます。
- 地域防災計画に基づいたまちづくりを推進します。

III 社会福祉協議会の取組

- ひとり暮らしの高齢者世帯の火災予防に努めます。
- 被災者に対する支援事業を行います。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
道路交通安全施設の整備	○交通事故防止のため、道路照明灯、カーブミラー、安全標識等の交通安全施設の整備を進める。	建設課
交通安全・指導の充実	○関係機関・団体等と連携して、学校や老人クラブ等に交通安全教育を実施し、交通秩序の保持及び交通事故の防止の推進と交通指導隊の充実を図る。	総務課
交通安全運動の推進	○交通安全運動の充実を図るとともに、交通安全対策協議会や交通安全母の会等の推進団体の育成に努める。	総務課
危機管理体制の強化	○あらゆる危機を想定し、計画やマニュアル等を整備するとともに、これらが危機発生時に的確かつ迅速に機能するように危機管理体制の強化に努める。	総務課
消防・防災意識の高揚	○地域全体の総合的な地域防災体制を進めるため、自主防災組織の支援・育成に努め、町民や事業者等の消防・防災意識の高揚を図る。	総務課

施策名	施策内容	担当課等
要支援者への支援体制の整備	○避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成を進めるとともに福祉避難所として指定された施設との連携を図る。	健康福祉課
在宅福祉事業	○日常的に見守りが必要なひとり暮らし高齢者や障がい者に対し、緊急通報システムを設置して緊急時の体制確保を図る。	健康福祉課
防火査察事業	○単身高齢者を対象に、火災の発生しやすくなる年末に消防署と町・社協の共催で火災予防査察を行う。 ○社会福祉協議会が中心となり、町健康福祉課及び消防と連携し、緊急通報システムの通報確認や緊急情報キットの確認、生活状況や福祉ニーズの把握を行う。	社会福祉協議会
災害援護事業	○自然災害や火災等により、住家に被害を受けた者に対し、見舞金を支給する。	社会福祉協議会

(5) 町民の健康づくりにむけた施策

I 住民・地域に期待される役割

- 自分自身の健康状態と、行政からの健康情報に関心を持ち、健康の維持と増進に努めます。
- 健康づくり活動に積極的に参加します。
- 地域の健康づくり活動を推進します。

II 行政の施策

- 町民の健康増進につながる情報の発信を行います。
- 町民の健康増進にむけた活動を推進します。
- 町民の自殺対策を推進します。

III 社会福祉協議会の取組

- 高齢者の健康づくりを、レクリエーション活動を通じて支援します。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
地域住民の健康づくりへの意識高揚と関係団体の活動促進	○愛育会、食生活改善推進員協議会等地域団体の活動を促進し、地域の健康づくりを推進する。	健康福祉課
成人健康推進事業	○健康相談、健康教育等による健康増進事業の充実を図る。	健康福祉課
自殺対策の推進【新規】	○自殺対策は、生きることの阻害要因を減らす取組に加えて、生きることの促進要因を増やす取組を行うことが重要であることから、居場所づくりや、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進する。	健康福祉課
高齢者いきいき活動支援事業	○高齢者スポーツ・レクリエーション大会を開催し、高齢者向けスポーツを振興することにより、主体的な健康づくりを促進する。	社会福祉協議会
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施【新規】	○地域の体操(元気モリモリ体操)やサロンなどの通いの場に理学療法士や保健師等の医療専門職が出向き、フレイル予防等についての必要な知識の普及を図る。	健康福祉課

基本目標3

福祉サービスの利用を支援するための体制の強化

(1) 福祉サービスに関する情報提供を充実させる施策

I 住民・地域に期待される役割

- 町の広報紙やホームページ、社協だよりなどから情報を収集することを習慣とします。
- 福祉サービスについての情報を、様々な機会を捉え積極的に収集します。
- 福祉サービスに関する情報を地域で共有するよう努めます。

II 行政の施策

- 福祉サービスの利用者の立場から見た、効果的な福祉情報の発信に努めます。
- 情報の周知を図るために、様々な媒体の利用を検討・推進します。

III 社会福祉協議会の取組

- 社協だよりやホームページの内容の充実に努めます。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
福祉情報の効果的発信	○広報紙等を通じた情報提供は、サービス利用者の立場に立ち、わかりやすい情報の発信を行う。	健康福祉課
機関紙社協だより「しあわせ」発行	○社協だより「しあわせ」を発行し、住民参加のための社協事業の紹介と情報提供を行う。	社会福祉協議会
ボランティア活動の相談、登録及び派遣事業	○ボランティアコーディネーターによる相談及び情報提供とボランティア希望者の登録及び派遣に関する調整を行う。	社会福祉協議会
ボランティア情報紙発行事業	○登録ボランティアグループから選出された編集委員により、ボランティアだよりを編集発行し住民への情報提供を行う。	社会福祉協議会
ためになるお話し会【新規】	○町内の企業等と協働して、熱中症予防や介護予防など、様々なテーマを設定し、健康に関する講座を実施する。	社会福祉協議会

(2) 福祉に関する相談体制を充実させる施策

I 住民・地域に期待される役割

- 相談窓口を積極的に利用します。
- 地域の民生委員・児童委員を知り、必要に応じて生活上の困りごとの相談をします。
- 地域に、民生委員・児童委員の情報を広めます。

II 行政の施策

- 民生委員・児童委員との連携を強化します。
- 様々な相談ごとに対応できる体制を整え、必要な援助を行います。
- 相談員の資質の向上を図ります。

III 社会福祉協議会の取組

- 様々な心配ごとを抱えた町民の相談に応じる事業を推進します。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬の運営【新規】	○多世代ふれ愛ベース長瀬に常勤の職員を配置し、情報提供や相談業務を行う。	健康福祉課
地域包括支援センターの運営	○高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が維持できるよう、高齢者に関する様々な相談等を行う。	健康福祉課
福祉サービス利用援助事業	○専門員による、福祉サービス利用援助事業の相談、訪問調査、契約書及び支援計画の作成及び生活支援員による日常的金銭管理や書類等預かりサービス等の日常生活援助を行う。	社会福祉協議会
心配ごと相談所事業	○心配ごと相談所を開設し、広く住民の相談に応じる。	社会福祉協議会
結婚相談事業	○結婚活動支援センターを設け、登録及び紹介、結婚講座、交流会を開催する。	社会福祉協議会

(3) 福祉サービスの質の向上のための施策

I 住民・地域に期待される役割

- 福祉サービスについての知識を深めます。
- 苦情が起きた際に、解決に向け町が整えている手順を積極的に活用します。

II 行政の施策

- 苦情の受付から、サービスの改善につなげる体制を整えます。
- 福祉サービスへの事業者の参入を促すために、必要な情報の提供を行います。
- 災害や感染症の発生等による緊急時のサービス提供体制を整備します。

III 社会福祉協議会の取組

- 民生委員・児童委員との連携やボランティアとのネットワークづくりを通じて、福祉サービスの充実に努めます。

IV 具体的な施策

施策名	施策内容	担当課等
社会福祉協議会補助事業	○社会福祉協議会に対し、事業の円滑な運営を図るため補助金を支給する。	健康福祉課
民生委員・児童委員活動費補助事業	○民生委員が、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談や援助を行えるよう、活動費の補助金を交付する。	健康福祉課
緊急時のサービス提供体制等の整備【新規】	○近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、事業者や関係機関等と連携した支援体制の整備について検討していく。	健康福祉課
民生委員・児童委員協議会との連携	○定期的な情報交換を行い、社協事業への協力等連携を強化する。	社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロン代表者会議	○サロン運営ボランティアの横断的ネットワークづくりと研修を目的に連絡会議を行う。	社会福祉協議会

第5章

長瀨町成年後見制度利用促進基本計画

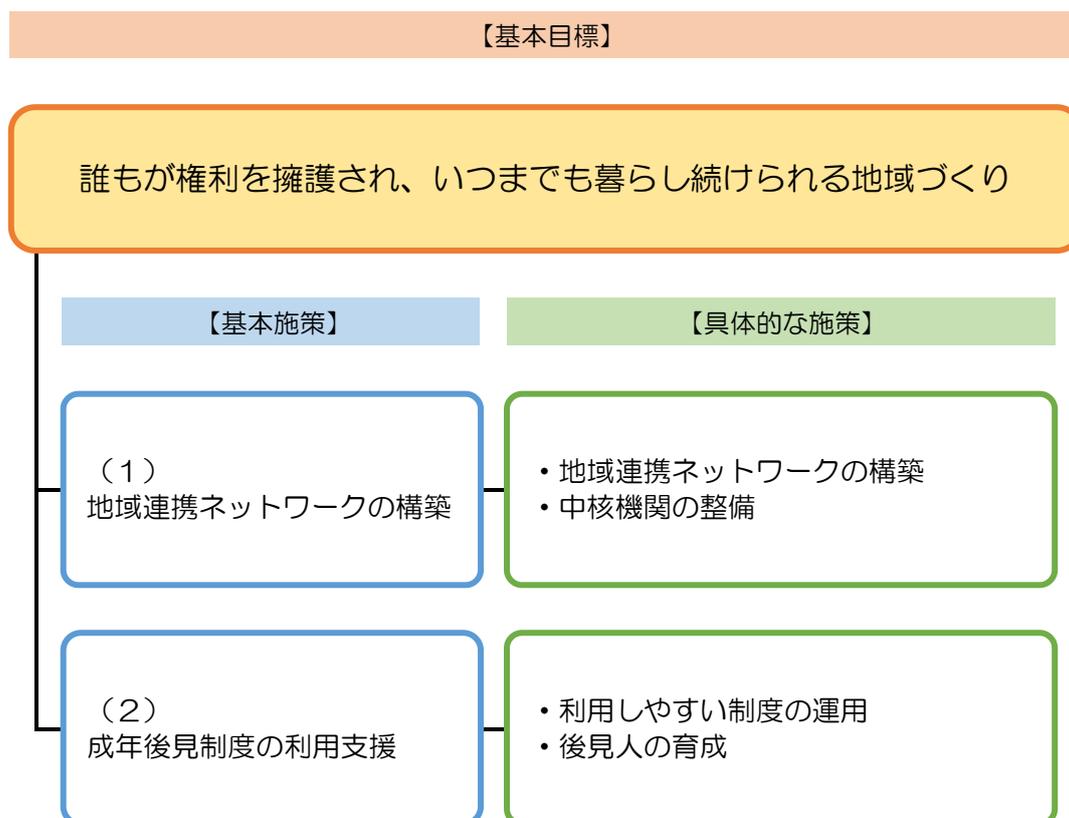
1 計画の基本目標と施策体系

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

この制度を十分に普及させていくために、国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。この法律で、市町村は「国の成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

そのため、本町では、「誰もが権利を擁護され、いつまでも暮らし続けられる地域づくり」を目指して、「長瀬町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の理解を進める施策や制度の利用が必要な人への支援を総合的に展開します。

なお、本計画の計画期間は5年間とし、「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と同時期に見直しを行います。



2 施策展開

(1) 地域連携ネットワークの構築

現状と課題

- 本町では、少子高齢化が進んでおり、認知症の高齢者や障がい者等の権利擁護の重要性が高まっていることから、成年後見制度に関わる様々な機関によるネットワークを形成し、各機関の取組を町全体に広げていくことが求められます。
- 誰もが地域で安心して生活ができる地域共生社会の実現を目指し、権利擁護の取組をさらに推進するため、本人の意思を可能な限り尊重した生活支援や法的支援の検討を行う中核機関の設置が求められます。

具体的な施策

施策名	施策内容
地域連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる仕組みをつくる。 ○本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人によるチームを組織し、そのチームが本人を支える仕組みをつくる。 ○中核機関が中心となり、各専門職団体及びNPO法人、医療、福祉関係者等が定期的に集まる利用促進協議会を組織し、本人を支えるチームを支援するとともに、制度の利用のしづらさ等、地域課題の検討・調整・解決に向けて協議する。
中核機関の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関の設置を目指す。 ○町は、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職に対し、地域連携ネットワークの中心的な担い手として、中核機関の円滑な業務運営に積極的な協力を依頼する。 ○家庭裁判所や関係機関と連携をしながら、制度の広報、相談、利用促進、後見人の支援等に関する各事業を推進する。

(1) -2 中核機関の4つの機能

各機能とその概要

機能	概要
広報	○成年後見制度について、パンフレット作成、配布、研修会の開催など普及・啓発を行います。
相談	○相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。 ○専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行います。
利用促進	○市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行います。
後見人支援	○親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

(2) 成年後見制度の利用支援

現状と課題

- 認知症高齢者の増加や高齢者の独居世帯の増加が見込まれる中、今後ますます成年後見制度の利用の必要性が高まると考えられますが、町のアンケート調査結果では、成年後見制度があまり認知されておらず、制度の周知や利用しやすい体制整備が求められます。

具体的な施策

施策名	施策内容
利用しやすい制度の運用	○財産管理だけでなく、利用者である認知症高齢者や障がい者の意思決定支援、身上監護を大切にするために、利用者の特性や支援ニーズに応じた選任がされるよう努める。 ○本人・支援者が安心して利用できるように家庭裁判所や関係機関と連携を図る。 ○本人の経済的な困窮や、申立てをする親族がいない等の場合には、報酬助成制度や町長申立制度の利用につなげられるよう、必要な時に制度が利用できる体制を整備する。
後見人の育成	○新たな後見人となる人材の育成として、後見人の養成に向けて取り組む。 ○養成した人材を活用するための仕組みを段階的に整備し、関係機関と連携をしながらフォローアップできる体制を構築する。

第6章 計画の推進

1 地域福祉の担い手

(1) 町民

地域福祉は、例えるなら地域の人と人とのつながりという大地の中から芽を出し、成長し、花開くものです。

従ってまず初めに、土壌を豊かなものとする、そのためにすべての町民は、その地に暮らす社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考え、手を携えて薄れつつある地域の絆を再構築することが大切です。絆づくりにつながる多くの施策・行事は今でも地域に用意されています。そうした取組に参加して言葉を交わし、日頃から困ったときに助け合える関係をつくることが期待されています。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉法第109条で位置づけられている市町村社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画から実施までを行う、地域福祉推進のための中核的な団体です。

従って、社会福祉協議会は、町をはじめ民生委員・児童委員協議会や共同募金会等の関係機関・団体と連携し、町域全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や、生活課題の解決に向けた取り組みを推進する等、本計画に盛り込まれた多くの施策を実施する主体です。

(3) 民生委員・児童委員協議会

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々で、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等について相談に応じ、支援を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員・児童委員協議会は、すべての民生委員・児童委員が所属する組織で、個々の委員の活動を支える役割を果たしています。

(4) 行政区

令和2年度に実施した意識調査において、「あなたにとって『地域』とは、どのような範囲のことだと思いますか」との設問に、「町全体」(34.8%)を抑えて50.7%の回答を集めたのが、「区長」に代表される行政区です。

行政区では、日頃から住民の人たちが「地域」を住みやすい環境にしていくために、助け合い協力し合いながら、自主的で独自の取り組みを展開しています。高齢者の見守り活動や災害時の避難などにおける協力等、今後ますます重要となる地域活動を担う単位として期待されています。

(5) 企業、商店等

企業や商店等は、地域社会の一員として、本来の営業活動と地域における福祉ニーズを結びつけた、有償・無償の福祉サービスを提供することが求められています。また、高齢者や障がい者等の生きがいや社会参加意欲の創出のための雇用主としても期待されています。

(6) 社会福祉法人等

「社会福祉法人」は、社会福祉法第22条において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義され、第26条で「社会福祉事業のほか、公益事業、収益事業を行うことができる」とされています。

町内・地域における社会福祉法人及び社会福祉に関する事業者は、その施設を利用する子どもや高齢者、障がい者、認知症の人等への福祉サービスの提供とともに地域へ貢献することを使命としており、施設勤務者が有する専門的知識やスキル・ノウハウなどを生かし地域住民の相談に応じること等へ、期待が寄せられています。

また、施設の交流スペースの地域への開放や、福祉避難所としての役割も期待されています。

(7) ボランティア、NPO 法人等

近年、ボランティア登録団体数、ボランティア登録者数とも減少傾向にありますが、登録された個人や法人は、地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとらわれない福祉活動の担い手としても、活躍が期待されています。

(8) 老人クラブ、PTA、子ども会育成会等

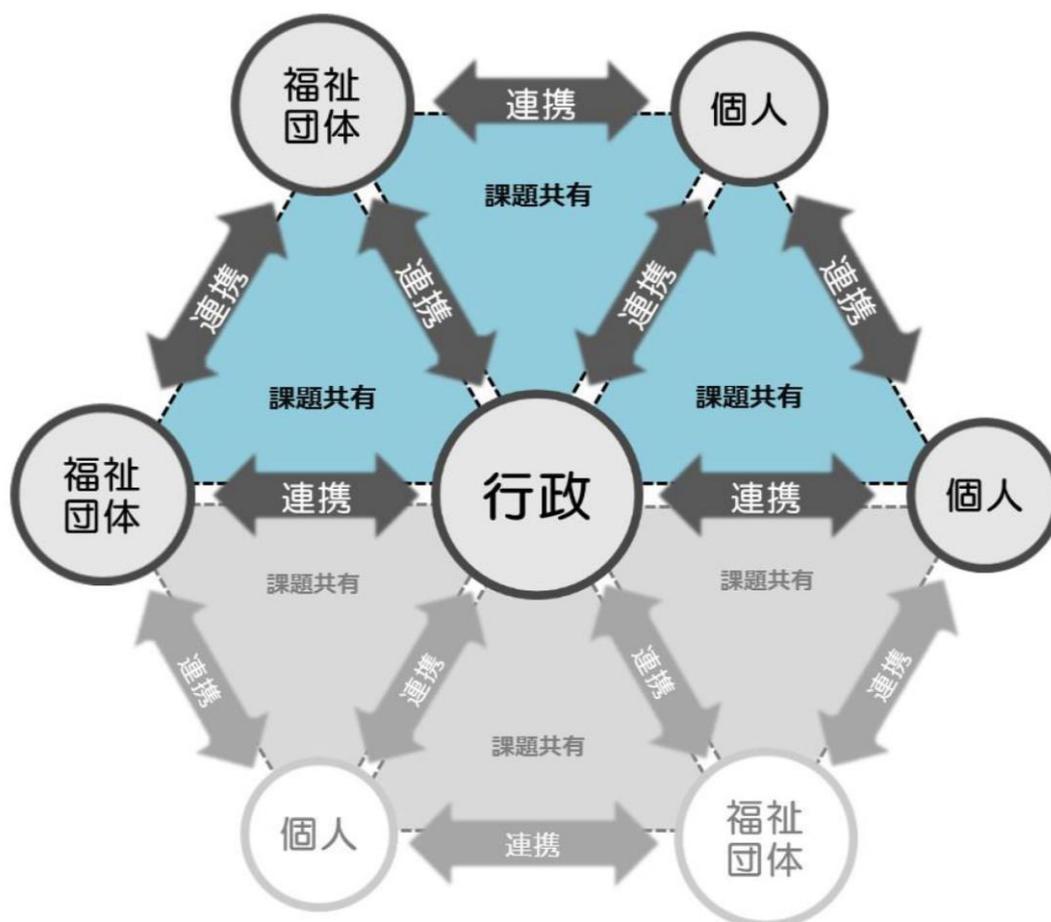
老人クラブ、PTA、子ども会育成会等の地域の任意団体は、それぞれ目的達成のために活発に活動しており、地域の活性化に大きく寄与しています。

今後、行政区等との連携をより一層強化することで、地域福祉の重要な担い手としての役割の拡大が期待されます。

2 計画の推進体制

地域福祉を効果的に推進するためには、住民や地域が、計画の中で期待されている役割をよく理解し、地域福祉を担う当事者のひとりとしての自覚を持つことが基本となります。そのうえで、計画推進のために、行政や社会福祉協議会を含めた関係者全員が課題を共有し、その解決に向け、活動の方向を揃えることが必要です。

多くの関係者をひとつに束ねるためのキーワードは「連携」です。個人と個人、個人と福祉団体、福祉団体と行政、行政と個人など、様々な地域福祉関係者同士の関係を密接につなぎ、共通の問題意識のもとで協働する「連携」の体制づくりとその強化を図ることが極めて大切となります。

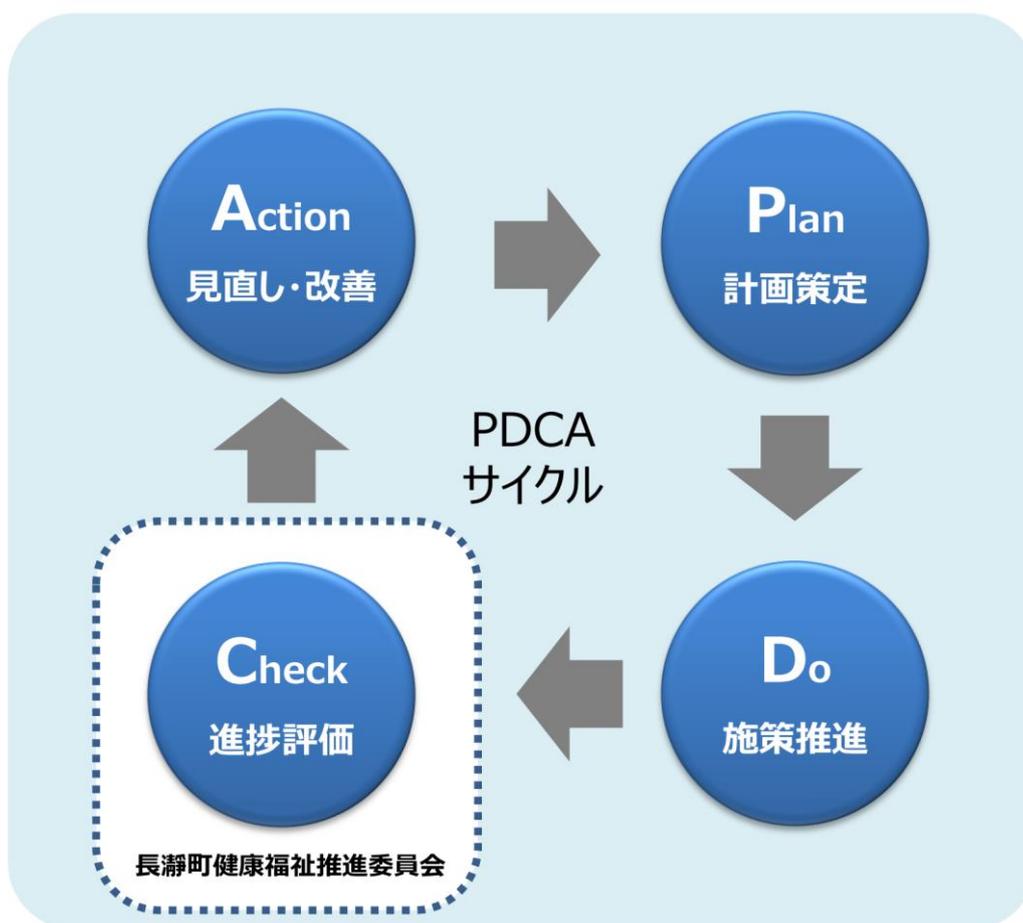


3 計画の進捗管理

本計画に基づいて遂行される各施策の成果を確かなものとするためには、計画期間内におかれた適切なポイントでその進捗状況を評価し、必要に応じ見直しを行い、再び計画に戻り、推進を図るというPDCAのサイクルを採ることが効果的です。

また、その進捗評価は、住民を含めた地域福祉計画を担う当事者が参加する必要があります。

長瀬町では、健康福祉政策の総合的な推進に関することを協議する「長瀬町健康福祉推進委員会」を設置していることから、本計画の策定のみならず、その後の進捗評価についても、この推進委員会が実施し、計画の有効性を高めていきます。



資料編

1 長瀬町健康福祉推進委員会設置要綱

平成 23 年 1 月 26 日

告示第 1 号

長瀬町保健福祉総合振興対策審議会設置要綱(平成 8 年長瀬町告示第 2 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 長瀬町における健康福祉に関する施策を、町民参加により総合的かつ効果的に推進するため、長瀬町健康福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康福祉政策の総合的な推進に関すること。
- (2) 健康福祉に係る各種計画策定及び推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、健康福祉政策の充実に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は保健医療、福祉、介護等に関係する機関、事業所に勤務している者又は事業主並びに学識経験者及び町民のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉主管課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定により委員に委嘱されている者は、改正後の第 3 条の規定により委員に委嘱された者とみなす。ただし、その任期は、この告示の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

2 長瀬町健康福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	役職等	備考
1	板谷 定美	長瀬町区長会 会長 社会福祉法人長瀬福祉会 理事長	会長
2	南須原 宏城	南須原医院 院長	
3	倉田 公代	長瀬町愛育会 会長	
4	小菅 はる江	長瀬町食生活改善推進員協議会 会長	
5	大澤 喜一郎	長瀬町老人クラブ連合会 会長	
6	染野 昇一	長瀬町身体障害者福祉会 会長	
7	小沢 こず江	長瀬町知的障害者相談員	
8	染野 操	長瀬町民生児童委員協議会 会長	副会長
9	植松 由男	長瀬町ボランティア団体連絡協議会 会長	
10	乙益 直美	社会福祉法人長瀬会 高砂保育園 園長	
11	齊藤 豊子	社会福祉法人わかたけ会 たけのこ保育園 園長	
12	神野 敬子	学校法人英愛学園 認定こども園長瀬幼稚園 園長	
13	佐藤 洋一	埼玉司法書士会	
14	大木 正仁	秩父福祉事務所 所長	
15	宮崎 廣志	秩父公共職業安定所 統括職業指導官	
16	新井 康代	生活支援センター アクセス 施設長	
17	福島 勉	公益社団法人長瀬町シルバー人材センター 事務局長	
18	野口 清	長瀬町教育委員会 教育長	
19	金澤 裕治	社会福祉法人長瀬町社会福祉協議会 事務局長	

3 計画策定の経緯

年月日	策定経過
令和2年7月30日	第1回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定について (2) 長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定及び町民アンケート調査について (3) 長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定及び町民アンケート調査について
令和2年8月28日～ 令和2年9月18日	地域福祉を推進するための町民意識調査(アンケート)の実施
令和2年11月13日	第2回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について (2) 長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に伴う町民意識調査の集計結果報告について (3) 長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に伴う町民アンケートの集計結果報告について
令和2年12月18日	第3回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について (2) 長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について (3) 長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について
令和3年1月22日～ 令和3年2月12日	パブリックコメントの実施
令和3年2月22日	第4回長瀬町健康福祉推進委員会 (1) 「第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(案)について (2) 「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画【第2次】」(案)について (3) 「長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」(案)について
令和3年3月	「長瀬町 地域福祉計画・地域福祉活動計画 【第2次】」の公表

長瀬町 地域福祉計画・地域福祉活動計画【第2次】

発行 令和3年3月

長瀬町健康福祉課

〒369-1392

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

TEL : 0494-66-3111

長瀬町社会福祉協議会

〒369-1304

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1021 番地

長瀬町保健センター2 階

TEL : 0494-66-1139
